

鳥取市教育委員会

鳥取市学校防災 計画・マニュアル

(地震・津波災害)



平成29年4月 改訂



はじめに

平成23年3月11日に発生したマグニチュード9の東北地方太平洋沖地震、その後の巨大津波では広い地域で甚大な被害が発生し、多くの人命が失われました。また、平成28年4月には、マグニチュード7.3の熊本地震が、そして10月には、ここ鳥取県でもマグニチュード6.6の鳥取県中部地震が発生しました。

鳥取市においては、東日本大震災を教訓として、平成24年3月に「鳥取市地域防災計画」の改訂が行われました。本計画における地震被害想定は、「鳥取県地域防災計画（平成22年度修正・地震対策編）」に掲載されている鹿野・吉岡断層の活動によるマグニチュード7.2の地震被害を想定しています。また、津波被害を防止するための「津波被害対策計画」や島根原発で異常が発生した場合の本市の影響に対応するための「原子力災害対策計画」が新設され、「笑顔があふれ 心やすらぐまちづくり」を基本理念に、災害に強いまちづくりの実現を目指したものとされています。

学校教育の場においても、校舎、児童生徒等に甚大な被害を生じたことから、その教訓を次世代を担う子どもたちに伝えるとともに、児童生徒等の危険予測・危険回避能力を高めるための防災教育や防災管理を再度見直し、大規模な災害において学校やその設置者である教育委員会の適切な対応が求められています。

教育委員会では、「鳥取市地域防災計画（改訂）」を基本的な枠組みとしながら、学校の防災対策についてさらに詳細な内容を定めていく必要があると考え、平成25年5月に「鳥取市学校防災計画・マニュアル～大規模地震対応～」を策定し、この度改訂しました。

各学校におかれては、「学校防災計画（マニュアル）」が整備されているところですが、単に作成するだけでは有効とは言えません。作成した計画に基づく訓練等が行われ、その結果を踏まえ、より実効性の高い計画へ改善していくことが大切です。

この度改訂した「鳥取市学校防災計画・マニュアル（地震・津波災害）」により、関係者の連携・協力のもと、各校の防災計画・マニュアルの点検・見直しを図り、訓練と見直しを重ねることによって、より実践的かつ友好的な防災対策がとれるよう、また大切な子どもたちや教職員の命を確実に守れるよう、その体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

平成29年4月

鳥取市教育委員会



目 次

はじめに

第1章 危機管理の基本的枠組み（「鳥取市地域防災計画」より）

1 「鳥取市地域防災計画」における学校・教職員の位置づけ	1
2 大規模災害時における職員の動員体制	1
3 児童生徒等の集団避難の基本方針	2
4 文教対策の基本方針	3

第2章 日常における防災対策

1 学校防災計画の策定	4
2 学校における防災体制	5
3 施設・設備の安全管理	6
4 災害発生時に必要となる非常持ち出し品・備品等	7
5 防災(避難) 訓練	8
6 教職員の研修	10
7 防災教育に関する指導の在り方	10

第3章 地震が発生した場合の学校の初期対応

1 安全確保	14
2 震度及び津波情報等の情報収集	14
3 避難	15
4 安否確認等	16
5 学校災害対策本部の設置	17
6 保護者への連絡、下校・引き渡し	19
7 学校と教育委員会事務局、鳥取市災害対策本部との関係	22
8 教育委員会事務局への報告	24

第4章 さまざまな場面において地震が発生した場合の対応行動

1 注意すべき事項	28
2 対応行動の例	28
(1) 震度階級別の検討対応	28
(2) 児童生徒・教職員別の検討・対応	31
3 その他	33

第5章 災害時における避難所としての学校の果たす役割

- 1 避難所としての学校の対応 35
- 2 地域・関係機関との連携について 36
- 3 避難所運営に係る教職員の身分上の取り扱いと避難所運営業務について . . . 36

第6章 学校教育再開に向けた対応

- 1 学校教育再開に向けた対応の主な流れ 38
- 2 学校再開のための準備活動 39
- 3 学校給食の措置 40
- 4 被害実態調査とその対応 41
- 5 教育委員会事務局・関係機関との協議調整 46

***** 資 料 *****

資料1 津波関係資料 48

- 【鳥取市の津波の高さおよび到達時間】
- 【津波の最大浸水深と沿岸に近い小中学校の海拔】

資料2 教育委員会への報告文書 51

- 【鳥取市教育委員会事務局学校教育課に報告書を提出する時期の目安】
- 【様式1 震度5以上の地震における地震等状況報告（第報）】
- 【様式2 施設被害状況報告書】
- 【様式3 学校教育活動再開見通し報告】

資料3 その他 55

- 【地震対策チェックリスト（例）】
- 【地震発生時の対応：保護者向け事前連絡（例）】
- 【連絡先一覧】

第1章 危機管理の基本的枠組み（「鳥取市地域防災計画」より）

1 「鳥取市地域防災計画」における学校・教職員の位置づけ

「鳥取市地域防災計画」は、防災基本計画を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市民生活の各分野にわたり重大な影響をおよぼすおそれのある災害に対処するため、特に阪神淡路大震災、新潟中越地震など大規模地震の経験を教訓として鳥取市の地域における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復興に関して市の処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、津波による甚大なる被害が発生したことを受け津波に対する対応の見直しを行った。

災害時における学校活動については、第3部第7章避難計画で第5節に児童生徒の集団避難について、第15章文教対策計画に、応急教育対策等について定められている。

「鳥取市学校防災計画」は、「鳥取市地域防災計画」を基本的な枠組みとしながら、さらに詳細、具体的な事項について定めていくものである。

2 大規模災害時における職員の動員体制

鳥取市立小学校及び中学校職員服務規程第23条（非常変災）では、「職員は、学校又はその附近に火災その他緊急非常事態が発生したときは、速やかに登校し、臨機の処置を講じなければならない。」、24条（大規模災害時の対応）では、「職員は、前条の規程にかかわらず、市内における風水害、地震等による大規模な災害が発生したとき、又は、発生するおそれがあるときは、鳥取市地域防災計画及び学校の防災計画に定めるところにより行動しなければならない。」と定められている。

（1）配備・動員計画の基本方針

① 原則として、全教職員を対象とする。ただし、災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。

例）病弱者、肢体不自由な職員、妊娠中・育児休業の職員等

② 職員は、原則として勤務校へ参集するものとする。

（2）動員の事前命令及び自動参集

① 動員対象職員は、配備体制に基づき、それぞれの所属等あらかじめ定められた場所において、所属学校長等の指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。

② 第3配備の場合は、勤務校にできる限り早期に参集できる手段を用いて参集する。

【配備の基準と配備内容】

	配備の基準（時期）	配備の内容
第1 配備	震度4の地震が発生したとき	校長、副校長、教頭は初期対応（学校の被害状況の確認、被害が発生した場合の状況報告）を行う。
第2 配備	震度5弱・5強の地震が発生したとき	校長、副校長、教頭等は初期対応を行うとともに対策を協議する。
第3 配備	震度6弱以上の地震が発生したとき	全教職員が自動参集し、防災活動に従事する。

※上記の地震発生については、市域のいずれかで観測されたときとする。

(3) 連絡調整者

教諭の中から予め3名（学級数8学級以下の小規模校は2名）を「連絡調整者」として指名しておく。連絡調整者は、第3 配備時において、校長・副校長・教頭が参集するまでの間、鳥取市災害対策本部や教育委員会事務局との連絡調整を行うなど必要な対応を行う。

連絡調整者の氏名は、毎年度始めに提出する学校防災計画に記載するものとする。

3 児童生徒等の集団避難の基本方針

(1) 避難実施の基準

- ① 教育長は、児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各学校長に対し、各学校の事情に適した具体的な避難計画を作成するよう指導するものとする。
- ② 避難措置は、何よりも児童生徒の生命、身体、心の安全に重点をおいて実施するものとする。

(2) 実施要領

- ① 教育長は、安全性や状況を勘案して、できるだけ早期に児童、生徒及び教職員の避難を実施する。（小中学校の学校長に指示）
- ② 教育長は、避難の指示等の際し、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険の迫っている学校から順次指示する。
- ③ 児童生徒の避難順位は、低学年、障がい者等を優先に行う。
- ④ 校長は、非常時の登下校時には、登下校経路の主要な地点に教職員を派遣し、安全を確保する。
- ⑤ 校長は、避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において、保護者に迎えを要請し引き渡す。なお、迎えに来られない場合については、学校で保護を行う。ただし、津波からの避難後引き渡すにあたって、児童生徒の自宅

又は通学路が避難勧告又は指示を受けた地域にある場合や十分に安全が確保できない場合は、安全な場所での避難を継続する。

- ⑥ 学校長は、集団避難が必要なときは、市等と連携して速やかに避難行動を開始する。

4 文教対策の基本方針

教育委員会は、災害時における児童生徒等の安全確保に係る応急対策、文教施設の保全、並びに教育施設の被災又は児童生徒の被災により通常の教育が行えない場合に、応急対策を実施し、教育に支障をきたさないよう措置する。

- (1) 市立小・中学校及び文教施設の応急教育及び応急復旧対策は、文教部（教育委員会）が実施する。ただし、各学校の災害発生の場合に伴う緊急の措置については、各学校長が具体的な計画を立てて、実施するものとする。

各学校長は、文教部教育班（学校教育課）と協議し、応急対策を行う。

- 【例】 休校措置、授業開始後の措置、登校前の措置、被害の報告等、
応急教育の実施場所の確保、応急教育の方法、教職員の確保、
学用品の給与、学校給食の措置 等

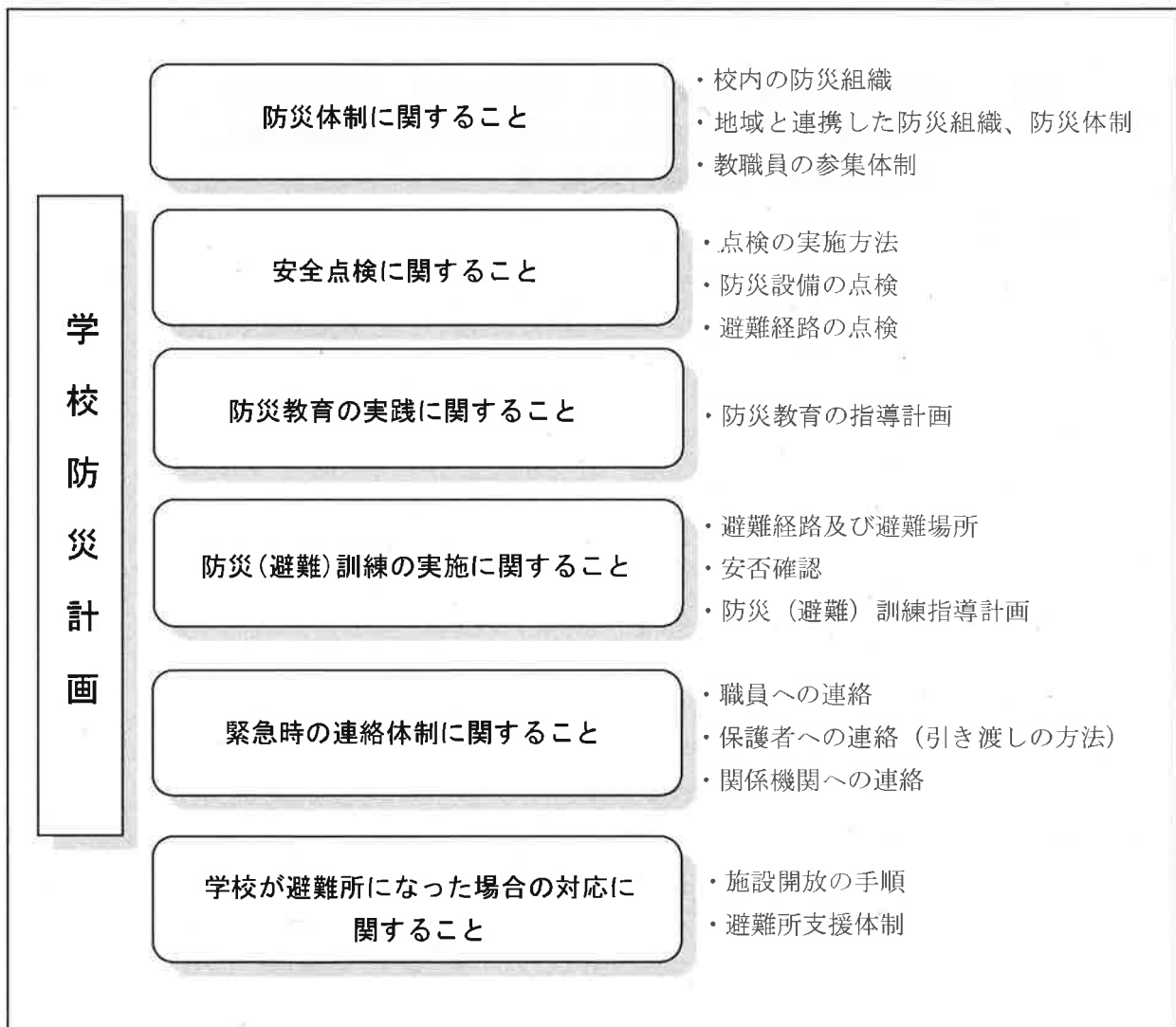
第2章 日常における防災対策

1 学校防災計画の策定

「鳥取市学校防災計画」は、鳥取市の学校としての防災に関する基本的な方針や、統一的な対応が求められる点について定めたものである。各学校は、校種や立地している自然環境などが異なることから、この「鳥取市学校防災計画」を基本としながら、それぞれの学校に適したより具体的な「学校防災計画」を必ず作成する必要がある。

なお、防災教育や防災訓練を実施するにあたっては、児童生徒が学校にいる場合を想定するだけではなく、休日や夜間など学校の管理下でない場合はもとより、将来、児童生徒が大規模災害の発生によって多大な被害が生じる可能性がある地域で生活している場合を想定して行うことが求められる。

(1) 各学校で作成する「学校防災計画」の内容



(2) 学校防災計画立案上の留意点

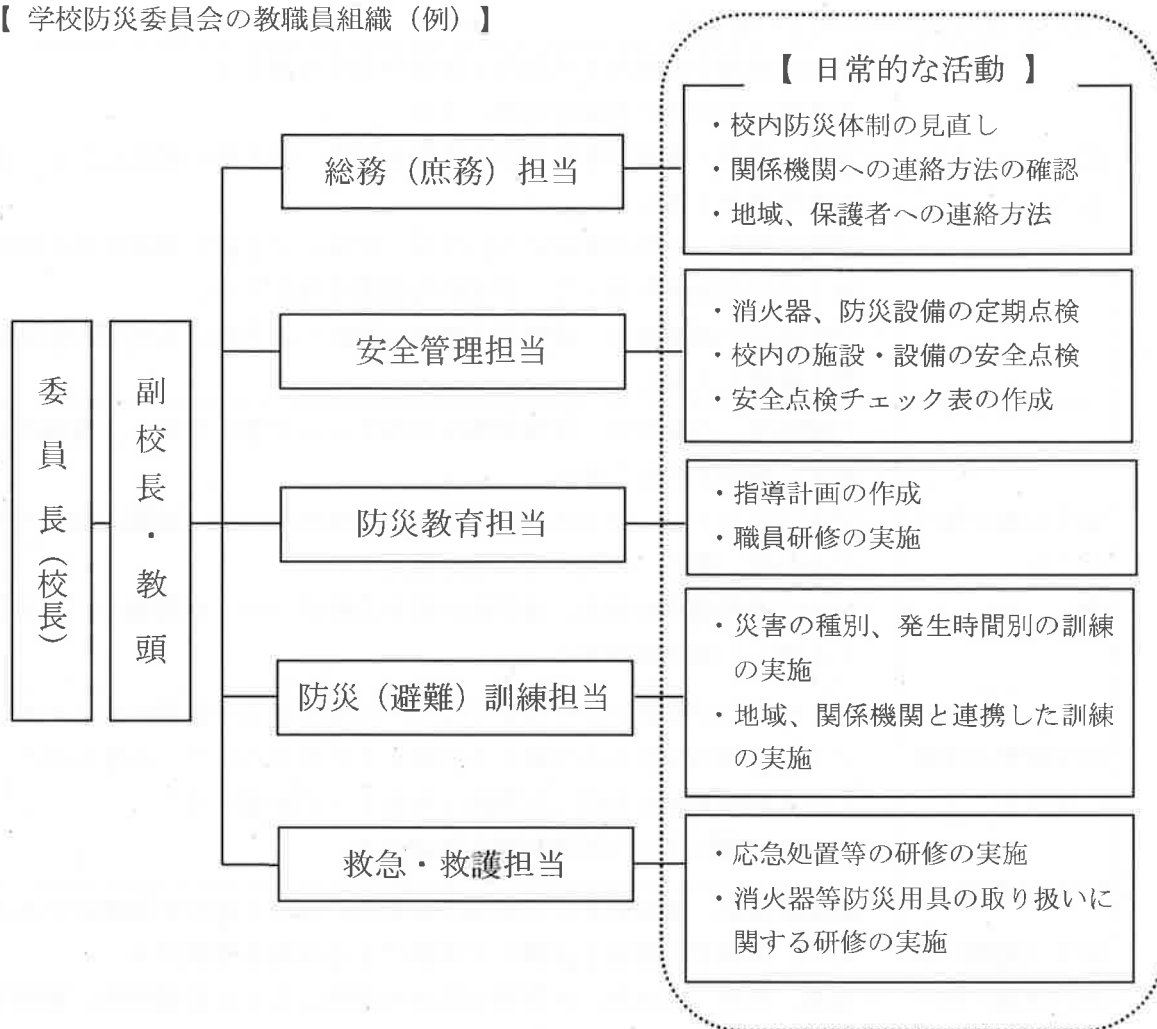
防災体制に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の規模や自然的・社会的立地条件等を考慮する。 ・平常時と災害時の役割を明確にする。 ・地震・災害・風水害等の災害の種類や規模、発生時の状況に応じた職員の参集体制を整える。 ・地域と連携した防災体制については、児童の引き渡し訓練や自主防災組織との合同訓練を通して、日常的な連携を強化する。 ・学校周辺の避難場所、避難所を事前に把握し、毛布、食料等の保管場所等を確認しておく。
安全点検に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・点検場所、点検内容、責任者等を含むチェック票を作成し、定期的に点検する体制を整えておく。 ・防火シャッター、消火栓、消火器、救助袋等は防災（避難）訓練の実施に合わせ、操作・点検する体制を整えておく。 ・校内の避難経路の確認、通学路の安全点検についても保護者、地域社会と連携した形で実施する。
防災教育の実践に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが災害から生命を守るのに必要な能力や資質の向上を図るとともに、共に生きる心や厳しさに耐える心を育むなど、心豊かなたくましい人間の育成を目指した取組となるように配慮する。 ・学校の実態に応じた指導計画を作成する。
防災（避難）訓練の実施に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導班、搬出班及び各班員の災害時の役割と責任を明確にするとともに、保護者や地域と連携して活動できる体制を整備する。 ・地震、津波、風水害、火災等の災害の種類に応じた避難経路、避難場所を事前に決めておく。
緊急時の連絡体制に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・電話以外に、電子メール・ホームページや防災行政無線、有線放送等複数の連絡体制を確立しておく。 ・緊急時の保護者への連絡方法、避難場所からの児童生徒の引き渡しについて、緊急時連絡カード等により迅速に確認できるようにしておく。

2 学校における防災体制

(1) 学校防災委員会の設置

- ① 校長は、学校の実状に応じて、副校長及び教頭、防災安全担当等を構成メンバーとする「学校防災委員会」を設置し、「学校防災計画」を作成するとともに、日常的な学校防災体制を整備する。
- ② 組織、役割分担は、学校の実状に応じて行う。

【 学校防災委員会の教職員組織（例）】



3 施設・設備の安全管理

地震、津波、風水害、火災等の災害に備え、校内の施設・設備や通学路の点検を定期的
に実施し、備品の転倒、落下防止の措置をとったり、安全マップづくりなどを通じて、児
童生徒に危険箇所等の周知を図ったりするなど、可能な限り具体的な予防対策を講じてお
く必要がある。

(1) 施設・設備の管理

- ・ テレビ、棚、書架、薬品庫等の転倒・落下防止
- ・ 脱出用シューター、消火栓、消火器等の定期点検
- ・ 防災設備、防災機器の配置図の掲示

(2) 定期及び随時の安全点検

- ・ 安全点検の実施計画の作成（点検チェック表等の作成）
- ・ 校区内の地形や地盤などの条件を熟知の上、災害発生時における被害等を予測し、発生時間帯に応じた最善の対策（避難経路、避難場所等）を立てておく。

(3) 避難経路の安全点検

- ・避難経路となる廊下や階段、出入口等には、避難の妨げとなるロッカーや荷物などを置かないようにする。
- ・やむを得ずロッカー等を置く場合は、ロッカー等が倒れないように壁などに固定する。
- ・校舎等の一部が損壊、焼失した場合を想定した複数の避難経路を設定する。
- ・校内放送設備が使用不可能になった場合の緊急連絡、避難誘導方法を確認する。
- ・津波等で学校外に避難が想定される学校は、地域と連携し避難経路等の安全確認を行う。

(4) 通学路等の安全点検

- ・登下校時の災害が発生した場合に備え、定期的な通学路の安全確認を実施する。
- ・通学路における危険箇所を把握する。（ブロック塀の多いところ、落下のおそれのある看板、水害・浸水・冠水のおそれのある道路等）
- ・通学路の近くにある避難場所を確認する。

4 災害発生時に必要となる非常持ち出し品・備品等

(1) 非常持ち出し品

教職員・児童生徒連絡名簿、児童生徒引き渡しカードや救急用品など災害発生直後に必要となるものは、あらかじめ非常持ち出し品として、管理（使用した後は必ず元の場所に戻す）しておく。

非常持ち出し品は、最低限のものとし、重要書類等については耐火キャビネット等に保管する。ただし、延焼、流出、埋没等の恐れがある場合でも身体に危険があれば持ち出さないことなどについて、確認しておく。

(2) 備蓄品等のリストアップ

必要となる備蓄品等の例（※必要人数分を確認する）	
避難・通信時	○ハンドマイク ○ホイッスル ○ラジオ ○トランシーバー ○携帯電話 ○懐中電灯 ○ヘルメット
避難・待機時	○防寒具・雨具 ○アルミシート ○毛布 ○暖房器具 ○燃料 ○テント ○ランタン・投光器 ○簡易トイレ ○水・非常用食料 ○発電機
救急・救助時	○医薬品類 ○救急用品 ○AED ○担架・車椅子 ○パール・ハンマー・のこぎり ○軍手・ロープ
その他	○ブルーシート・ビニルシート ○乾電池 ○生活用品等（紙コップ・皿、タオル、衛生用品等）

5 防災(避難)訓練

防災(避難)訓練は、教育課程の中に位置づけ、年2回以上、児童生徒が体験的に理解できるよう計画的に実施しなければならない。

実施にあたっては、様々な災害を想定し、いかなる災害に遭遇した場合でも安全に避難できる態度や能力を身につけられるよう、可能な限り体験的な訓練を取り入れていくことが大切である。特に地震は予測がほとんどできないため、防災(避難)訓練の際には様々な場面における危険の回避や避難方法について理解させ、状況に応じて児童生徒が自ら判断し安全に行動できる能力を平素より培っておくことが大切である。

(1) 防災(避難)訓練の主な内容

- ①安全確保の方法
- ②情報の収集、確認、伝達、報告、共有
- ③防災組織の編成と活動
- ④児童生徒の避難誘導
- ⑤火気の安全管理と初期消火
- ⑥負傷者の搬出と初期消火
- ⑦保護者への連絡・児童引き渡し

(2) 防災(避難)訓練の状況設定

- ①地震が起き火災が発生した場合
- ②地震が起き津波が発生した場合
- ③火災が発生した場合
- ④風水害の災害が発生した場合
- ⑤緊急放送ができない場合
- ⑥電話が不通で、情報の収集や伝達ができない場合
- ⑦運動場が噴砂、地割れ、陥没等で使用できない場合
- ⑧渡り廊下、非常階段が被害を受け使用できない場合

(3) 防災(避難)訓練の想定場面

- ①登下校時
- ②始業前、放課後
- ③授業中(普通教室、特別教室、体育館、運動場)
- ④休憩時
- ⑤特別活動時
- ⑥校外の教育活動時

(4) 防災（避難）訓練の実施に当たっての留意点

① 地域の実情に応じる

※ 時期・回数・内容は、学校の種別や立地している自然的環境などに応じ、他の安全指導との関連などを考慮して設定する。

※ 海岸地域・崖の上・崖の下等にある学校は、津波、浸水、崖崩れ等の二次災害の発生も考慮する。また、木造住宅が密集している市街地にある場合は、火災の二次災害の発生を考慮する。

② 事前指導を充実する

※ 事前にその意義を十分理解させ、様々な災害に巻き込まれる可能性をシミュレーションするなど、自らの命は自らが守り安全に行動できることを基本にして指導する。特に教職員は明確な指示ができるようにしておく。

③ 多様化を図る

※ 緊急地震速報報知音、消火器、屋内消火栓、脱出用シューター、担架等の防災用具を積極的に活用して緊迫感、臨場感を持たせるなど、様々な災害を想定した訓練を実践する。

※ 地震により校舎等に損害が発生する場合もあるため、様々な被害状況を想定し、複数の避難経路を設定しておく。

④ 役割分担を明確にする

※ 教職員一人一人が指揮系統や役割分担（情報収集、関係機関への通報、連絡、搬出、救助等）協力体制についての理解を深め、的確な行動ができるようにする。

⑤ 家庭や関係機関等との連絡を密にする

※ 所轄消防署や防災機関との連携を十分に行うとともに、保護者、自主防災組織との合同訓練も実施するように努める。

※ 児童生徒と保護者との連絡方法や状況に応じた引き渡し方法、帰宅方法について保護者と十分協議してあらかじめルールを決めておくとともに、地域の協力も得られるように連携を図る。

⑥ 評価を行い次回に生かす

※ 訓練実施後は、必ずその評価を行い、次回の訓練に反省や改善点を反映させる。

6 教職員の研修

学校の防災体制の整備充実や防災教育の推進は、児童生徒の安全の確保及び災害発生時における緊急性を要する極めて重要な課題である。このため、教職員の意識や対応能力、防災教育に関する指導力を一層高めるよう、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要がある。

【校内研修の例】

- ・学校防災体制についての確認
- ・防災訓練に先立って校内の安全点検及び防災設備の点検
- ・避難用シューターや屋内消火栓等の設備の使用方法についての実習
- ・AED 使用法、心肺蘇生法、応急処置などの実技講習
- ・臨床心理士等の専門家による「災害・事故と子どもの心のケア」についての講演
- ・防災教育に関する指導
- ・児童生徒の引き渡し等の方法

7 防災教育に関する指導の在り方

各学校において、学校、家庭、地域社会が連携協力を図り、防災教育を効果的に進める。各学校は、防災教育のねらいや重点を明確にし、教育課程に児童生徒の発達段階に応じて位置づけ、教育活動全体において体系的、計画的に実施する。

(1) 防災教育のねらい

- ① 自然災害のメカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎・基本事項を理解できる。
- ② 災害発生時及び事後に、進んで他の人々の集団、地域に役立つことができる。
- ③ 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じた確かな判断の下に自らの安全を確保するための行動ができる。

(2) 防災教育の視点と指導例

① 小学校

【小学校の視点】

下学年： 災害が発生した時、教員や保護者等近くの大人の指示に従うなど適切な行動ができる。

上学年： 災害の時に起こる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができる。

【指導例】

教科・領域	学習指導要領の内容	取り扱い例
生活科	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な登下校 ・公共物の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校、乗り物、公共物の利用において安全な行動ができる。
社会科	<ul style="list-style-type: none"> ・災害から人々の安全を守る体制とそこに従事している人々の工夫や努力 ・災害復旧にみる地方公共団体や国の政治の働き 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災などの災害を取り上げ、消防署等の見学や消防士に話を聞く。 ・災害が起こったときの市役所や県庁の働き、災害復旧の様子などを具体的に調べ、政治との関わりについて学ぶ。
理科	<ul style="list-style-type: none"> ・流水が土地を変化させる働き ・土地をつくっているもの、土地のでき方 	<ul style="list-style-type: none"> ・流れる水が土地を変化させる働きについて調べる過程において、洪水の危険性について学ぶ。 ・火山の噴火の危険性について学ぶ。
家庭科	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な調理 	<ul style="list-style-type: none"> ・米飯や野菜を使って簡単な料理が作れる。 ・安全を留意して、用具、燃料・コンロが使える。
体育科	<ul style="list-style-type: none"> ・けがの防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活安全、災害での事故防止
道徳	<ul style="list-style-type: none"> ・生活を支えている人々や高齢者への尊敬と感謝 ・生命の尊さを知り、命ある者を大切にする ・自他の生命の尊重 ・社会に奉仕する喜び 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な資料を活用して感謝の気持ちとともに、生命の尊さを知り、命ある者を大切にしようとする。
特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ○学級活動 <ul style="list-style-type: none"> ・健康や安全に関すること ○学校行事 <ul style="list-style-type: none"> ・健康安全 ・体育的行事 ・遠足、集団宿泊的行事 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に自分自身が安全に避難することができるとともに、下級生の安全に気を配ったり、大人への通報の仕方について理解できたりするようにする。 ・友だちとともに協力して、解決していく力を付けるようにする。

② 中学校

【中学校の視点】

小学校での理解をさらに深め、応急処置の技能を身につけ、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにするとともに、災害時のボランティア活動についての大切さを理解する。

【指導例】

教科・領域	学習指導要領の内容	取り扱い例
理科	・火山と地震	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生のメカニズムや地面の揺れ方について理解する。 ・住んでいる町の土地の成立や地盤について理解する。 ・津波の被害等について理解する。
保健体育	・傷害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の傷害防止について理解する。 ・止血法、包帯法など救急手当てについて、実習を通して理解を深め、技能を習得する。
技術 家庭科	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の安全を考えた室内環境の整え方 ・材料を加工する技術 ・日常食の調理 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に安全が確保できるような住空間の工夫ができる。 ・材料を加工して組み立てることのできる技能を習得する。
道徳	<ul style="list-style-type: none"> ・自他の生命尊重 ・社会への奉仕 	<ul style="list-style-type: none"> ・生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ○学級活動 ・健康や安全に関すること ○学校行事 ・健康安全 ・体育的行事 ・遠足、集団宿泊的行事 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康安全に関する行事の事前・事後指導等において、災害から自他の生命を守ることの意義についての指導等が大切である。

(3) 防災教育の具体的な進め方

計画的に防災教育を進めるため、次のような内容で検討を加え、効果的で継続的な防災教育を行う。

① 指導内容の整理

学習指導要領・教科書等に示している災害・安全の内容、密接に関連する内容並びに、創意工夫することで災害に役立つものとなりうる内容などに分けて、各教科、道徳、特別活動等学校教育活動全体における防災教育の指導内容として整理する。

② 指導計画の作成

学校教育全体を通じて防災教育を行うため、各教科、道徳、特別活動等の指導内容、指導時間数について整理するため、「防災教育に関する指導計画」を作成する。

「防災教育に関する指導計画」は、個別に作成するか、「生活安全」「交通安全」の内容とともに「学校安全計画」の内容に含めるかは、各学校で検討し、年間を通じて実施できるようにしておく。

また、地域の実情に詳しい人材や防災対策に詳しい人材を活用する防災教育にも積極的に取り組む。

③ 地域ぐるみの防災教育

「開かれた学校づくり」に努め、非常時の場合に絆が生かされるような基礎づくりに努める。日頃から消防署、自主防災組織などの関係機関・団体との連携を図るよう努める。

④ 教職員の研修

教職員の防災に対する意識を高め、防災教育に関する指導力の向上を図るための研修を計画し実施する。

第3章 地震が発生した場合の学校の初期対応

地震が発生した場合の初期対応は、基本的には以下のマニュアルに沿って行う。しかし、揺れや被害等の状況は各学校によって差異があるため、校長はこのマニュアルを熟知しながら適切な対応をしなければならない。また、場合によっては、教育委員会からマニュアルにはない緊急的な指示や連絡がある可能性もあることから、臨機応変な対応も視野に入れておかなければならない。

1 安全確保

(1) 児童生徒

- ・机など落下物を防げるものの下にもぐり、机の脚を持つ。
- ・隠れるものが何もない場所では、上から物が落ちてこない、横から物が倒れてこない・移動してこない場所に移動し、低い姿勢で、カバンなどで頭を覆う。
- ・校外等では、石垣、ブロック塀、自動販売機などの転倒、屋根瓦、ガラス、電線などの落下物に注意し、道路・広場などの中央に避難する。地面の割れ目や液状化によるマンホールの隆起などにも注意する。公共交通機関を使用している場合は、係員の指示に従う。

(2) 教職員（教職員は身を守るための適切な指示を行い、児童生徒の安全を確保する）

- ・授業中は、児童生徒の状況確認や周囲の安全確認を行う。
- ・実験等で火気使用中は消火の指示、工作等で工具を使用中は危険回避の指示をする。
- ・休憩中や放課後など教職員と児童生徒が別々にいる場合は、教職員が手分けして児童生徒状況確認や周囲の安全確認を行う。
- ・屋外運動場では落下物を避けるため校舎等から離れ、運動場の中央に避難させる。
- ・二次的に起きる火災を防ぐため、学校給食の調理場、家庭科の調理実習室、理科の実験室等をはじめとして、火気の始末を徹底する。
- ・職員室等に在室する教職員は、状況に応じて児童生徒の安全確保、避難経路の確保、火の元の初期消火、緊急放送等を行う。

※ 移動教室・修学旅行・校外学習や部活動など、校外で活動している場合は、事前に災害発生時の避難場所や、学校や保護者への連絡方法などについて十分に確認しておくことが必要。また、実施計画にそのことを明記し、保護者等へも周知しておくことが大切。

2 震度及び津波情報等の情報収集

揺れがおさまったら、情報を収集し、津波や土砂災害、火災などの二次災害を考慮して

対応することが必要になる。地域に想定される二次災害について、あらかじめ避難の判断材料となる情報と避難場所等を全教職員が理解しておくことも非常に重要である。

○ 迅速な情報収集と判断を行う

- ・ラジオ、携帯テレビ（ワンセグ）、インターネット、防災無線等により、震源、震度、津波等に関する情報を収集する。学校施設の損壊・火災等により施設内が安全でない判断される場合や児童生徒の安否確認等を行うため避難が必要な場合、校長は避難を決定し、指示を出す。
- ・避難経路の安全確認を行い、迅速に避難場所（一次避難）に避難する。
- ・津波浸水予測時間が早い地域では、揺れがおさまったら避難を開始する。
- ・悪天候や土砂崩れ等で避難場所や避難経路が危険な場合は最も安全な場所を決定する。

※ 複数の避難経路、避難場所をあらかじめ設定しておくことが重要。

※ 停電時でも情報を収集できる機器を複数準備し、すぐ使えるようにしておく。

3 避難

自然災害は、過去の災害やハザードマップなどの想定を超える規模で襲ってくる危険性を常にはらんでいる。実際の災害場面では、学校防災マニュアルの内容に留まらず、その時々で状況をしっかり把握し、最も安全と思われる行動を選択することが大切である。避難先でも安全確認をして、必要があればさらに避難するという姿勢が必要である。

○ 決定した避難場所に、児童生徒を速やかに誘導・避難させる

- ・校内放送により避難指示。停電等で放送設備が使用できない場合は、ハンドマイクやメガホンを使い連絡する。
- ・落下物に注意し、運動靴などを履き、カバン等で頭部を保護することや防寒具等について指示する。

○ 自力で避難できない児童生徒は、教職員が介助して避難させる。

※ あらかじめ、個々の児童生徒に対応する職員を指定しておく。

○ 避難中の安全確保のためにバランスよく教職員を配置する。

- ・避難（移動）時には、移動中の事故を防ぐために、また児童生徒を見失わないよう教職員を配置する。
- ・遅れた児童生徒への対応も考慮する（校内を巡回して、残留者の有無を確認する）。

※ 避難訓練の時に、避難経路に実際に教職員を配置し、確認しておく。

4 安否確認等

- 安全な場所に避難完了後、安否確認を行う。
 - ・あらかじめ決めておいた隊形に整列させる。
 - ・名簿等によりクラス毎の人数と負傷者の人数を確認・報告する。
(例) 担任 → 学年主任 → 教頭 (副校長) → 校長
 - ・安否確認できない児童生徒がいる場合、捜索を行う。
- 応急手当 (けがへの対応、心肺蘇生とAED、心理的なケア)
 - ・負傷者の確認と応急手当を行う。心停止の場合、すぐに心肺蘇生を行うとともにAEDがある場合には速やかに使用し、救急車を手配する。
 - ・児童生徒の不安への対応等、心理的なケアを行う。
- ※ 応急手当や捜索、心理的ケアを行う担当者をあらかじめ決めておく。

- 二次対応 (災害情報収集、二次避難、被災状況把握、安否確認等)
 - ・引き続きラジオ、携帯テレビ (ワンセグ)、インターネット、防災無線等、また関係機関からの情報を収集し、必要があれば二次避難等の措置をとる。
 - ・校舎や校地等の被害状況を把握する。校舎の使用が可能かなど安全を確認し、児童生徒の校舎内外への移動が可能か判断する。
 - ・避難場所での待機が長時間になることを意識し、児童生徒の体調管理、心理面のサポートにあたる。
- ※ 津波警報等が発表されている場合、解除されるまで安全な避難場所で待機させる。
- ※ 避難場所が屋内の場合と屋外の場合を想定しておく。
- ※ 児童生徒が互いに励まし、助け合えるよう平常時から関係づくりを行っておく。
 - ・状況が落ち着いた段階で、学校管理下外の児童生徒の安否確認を行う (欠席、早退等)。
 - ・出張中、休暇中の教職員等との連絡、対応等の指示を行う (緊急連絡網の整備、災害時における対応等の共通理解が必要)。

【安否確認における留意点】

大規模な地震が起こった後は、しばらく通信機器の被災や回線の混雑により、学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることが考えられる。電話回線に比べて、インターネットは比較的災害に強いと言われている。電子メールやホームページなど電話以外の通信手段、情報発信手段を準備することで、災害時の情報収集・発信能力を高めることができる。また、学校は、地域の様々な団体や組織を活用し、直接それらの団体・組織と情報を交換することも必要である。

【休業日・夜間等の対応】

休業日・夜間や登下校時に大きな地震が起こった場合、大規模な地震の後は電話が通じないことが多いので、電子メールなどの代替の通信手段を事前に確保して、連絡方法を複線化しておくことが必要である。また、直接家庭や避難所等を訪問して安否を確認する場合も多いと考えられるが、その場合は教職員が二次災害に巻き込まれることのないよう注意が必要である。

5 学校災害対策本部の設置

学校長は、あらかじめ震災時における動員体制を教職員全員に理解させ、組織的・初動的な対応がとれるように準備しておく。

災害時には、学校長は、あらかじめ定められた班編成に基づき職員を配備させ、地震防災応急活動を命ずる。その際、定められた班編成を基本としつつ、弾力的な人員配置を行う。

- (1) 校長は、児童生徒の安全確保を図るため、災害時における学校災害対策本部の組織を定め、校長を本部長として、全教職員による役割分担を決める。
- (2) 班の編成・名称等については、各学校の人員体制等実状に応じて編成する。班は、災害の発生状況や事態の推移によって、その必要性に応じて編成していく。
- (3) 班の編成は、核になる担当者を決め、臨機応変に対応できるシステムにすることが望ましい。
- (4) 学校の教育再開については、災害の規模・程度にもよるが、発災後3日程度経過した後に準備を始めることが想定される。特に班を編成することではなく、学校本来の業務であるため、教育再開の準備活動として行うこととする。
- (5) 組織体制図には、担当者の氏名を記載し、日頃から災害時の役割を教職員に周知徹底して、災害発生時には即時対応できるようにしておく。

【学校災害対策本部の教職員組織（例）】

学校災害 対策本部	本部長（校長）（学校災害対策本部設置場所： 副本部長（副校長・教頭）	
	○被害の状況等に応じて、第二次避難場所への避難、応急対策の決定など、児童生徒、教職員の安全確保や地域防災拠点の運営支援の業務に関して、各班との連絡調整を行う ○非常持ち出し品等の搬出保管 ○優先電話の確認（電話回線の内1回線は災害時の優先回線になっている） ○記録日誌、報告書の作成 ○市教委、支所、PTA、公民館等との連絡調整、報道関係者等の対応（情報の混乱を避けるため、校長など特定の者が対応するように努める）	
	避難誘導・ 安否確認班	○地震の揺れが収まった直後、児童生徒の安全確保、児童生徒・教職員の安否確認、負傷者の有無及びその規模の推定を行うとともに、避難の必要性を判断し、第一次避難所（津波が想定される場合はあらかじめ定められた場所）へ避難誘導を行う。 ○児童生徒全員の安否を確認し、対策本部へ連絡する。 ○安全確認した児童生徒は、安全連絡カード等にチェックする。 ○学校管理下以外の時間帯に被災した場合は、児童生徒・教職員の被災状況及び安否を確認する。 ○児童生徒の保護者への引き渡しを安全・確実に行う。 ○引き渡す相手が児童生徒の保護者又はその代理であることの確認と、どの教員が立ち会ったのかを記録する。
	消火・ 安全確認班	○初期消火を行う。 ○校内の被害状況を点検し、安全を確保するとともに、第二次避難場所及び避難路を確保する。 ○二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。
救護班	○養護教諭及び救命・救急経験者等を中心に組織する。 ○避難誘導・安否確認班、安全確認班と密接な連携をとり、負傷した児童生徒、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて専門医療機関への連絡・搬送に努める。	
避難所設置 支援班	○学校が避難所になった場合、学校が避難所として円滑に運営されるよう鳥取市災害対策本部との連絡の窓口となり、必要な支援を行う。	

6 保護者への連絡、下校・引き渡し

地震の規模や、被災状況により、児童生徒を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断をする必要がある。

(1) 下校の判断基準

下記の情報を確認し、児童生徒の下校等について安全面を総合的に判断し決定する。

- ・津波警報・大津波警報の有無
- ・二次災害（火災・建物崩落・余震）の有無
- ・「避難勧告」「避難指示」発表の有無
- ・通学路の安全状況の確認
- ・児童生徒の帰宅先及び帰宅後の状況（家庭で一人にならないか）
- ・児童生徒の家庭周辺の安全状況の確認

大規模な地震の場合は、発生後に通信手段が利用しにくくなることが想定されるため、あらかじめ携帯電話メールなどの一斉配信システム、災害用伝言ダイヤル、災害時優先電話など複数の通信手段の利用を検討しておく必要がある。

また、保護者と連絡がとれない場合もあるため、あらかじめ引き渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておくことも必要である。

※ 学校と保護者と児童生徒の間で避難について話し合い、信頼関係を構築しておく。

(2) 引き渡しの判断

原則、市域のいずれかで震度5以上の地震が観測された場合は、児童生徒を保護者に引き渡す。

引き渡しの判断時には、児童生徒の安全を最優先にするため、以下の点に注意

- ・津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要（津波警報等が解除されるなど安全が確認されてから引き渡す）
- ・家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒については、学校に留めるなどの事前の協議・確認が必要
- ・校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要
- ・児童生徒の情報収集と併せ、学校からの情報発信について定めておくことが重要

※ 特に情報通信網が不通の場合には、例えば、地域施設の掲示板、安否確認・問い合わせ対応としてNTTが設置する「171（災害用伝言ダイヤル）」の活用も考えられる。事前に保護者等とルールを決めておくことが重要である。

(3) 学校に待機させる場合の留意点

大規模な地震では待機が長時間に及ぶことも考えられる。児童生徒を待機させる場合には、下記の点に留意が必要である。

- ・不安を訴える児童生徒のために、心のケアができるようにスクールカウンセラーなどとの連携を図る。
- ・近隣からの火災の対応や、津波などの対策が十分とれるようにしておく。
- ・待機が長時間に及ぶ場合を想定して、防寒具、食料の確保なども考えておく。
- ・公共交通機関の運行情報を確認する。

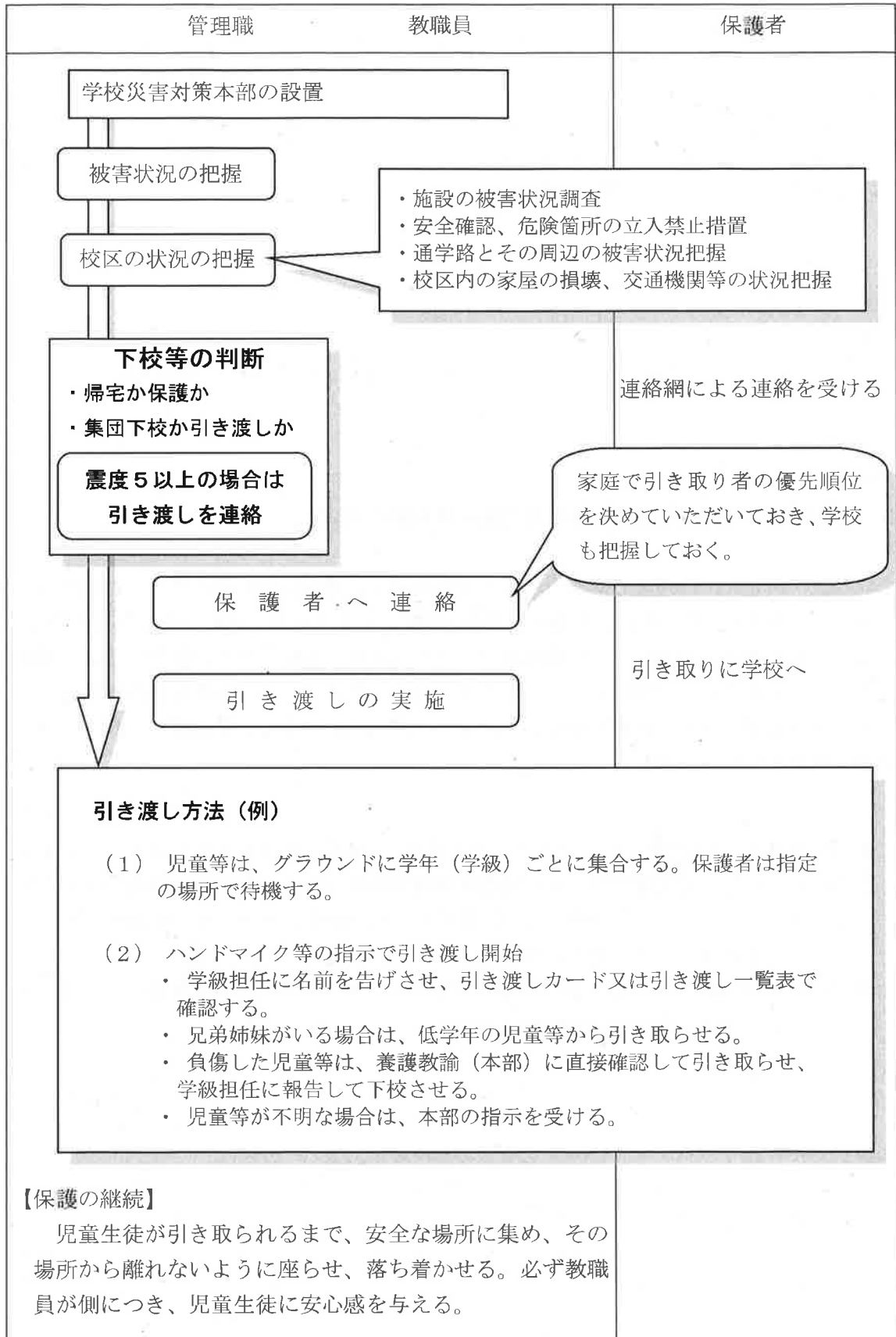
(4) 引き渡しの手順の明確化

引き渡しの場面では、混乱、錯綜することが考えられるため、あらかじめ引き渡しの手順を明確化しておくことが大切である。

※津波に関する警報・注意報発表時における引き渡し（例）

大津波警報（3 m超） 津波警報（1 m超、3 m以下）	警報が解除され、安全が確保されるまで引き渡しをしない
津波注意報 （0.2m以上、1 m以下）	津波の到達予想時間等を考慮して、引き渡しを判断

【引き渡しマニュアル例】



【緊急時引き渡しカード(例)】

児童名		血液型	きょうだい		
年 組			年 組		
年 組			年 組		
番号	引き取り者氏名	連絡先(電話・住所)		児童との関係	対応した教職員名
1	保 護 者	電話 (— —)			
		携帯 (— —)			
		住所 ()			
2					
3					
引き渡し日時	月 日 時 分	引き渡し後の滞在場所： 自宅・自宅以外 ()			

7 学校と教育委員会事務局、鳥取市災害対策本部との関係

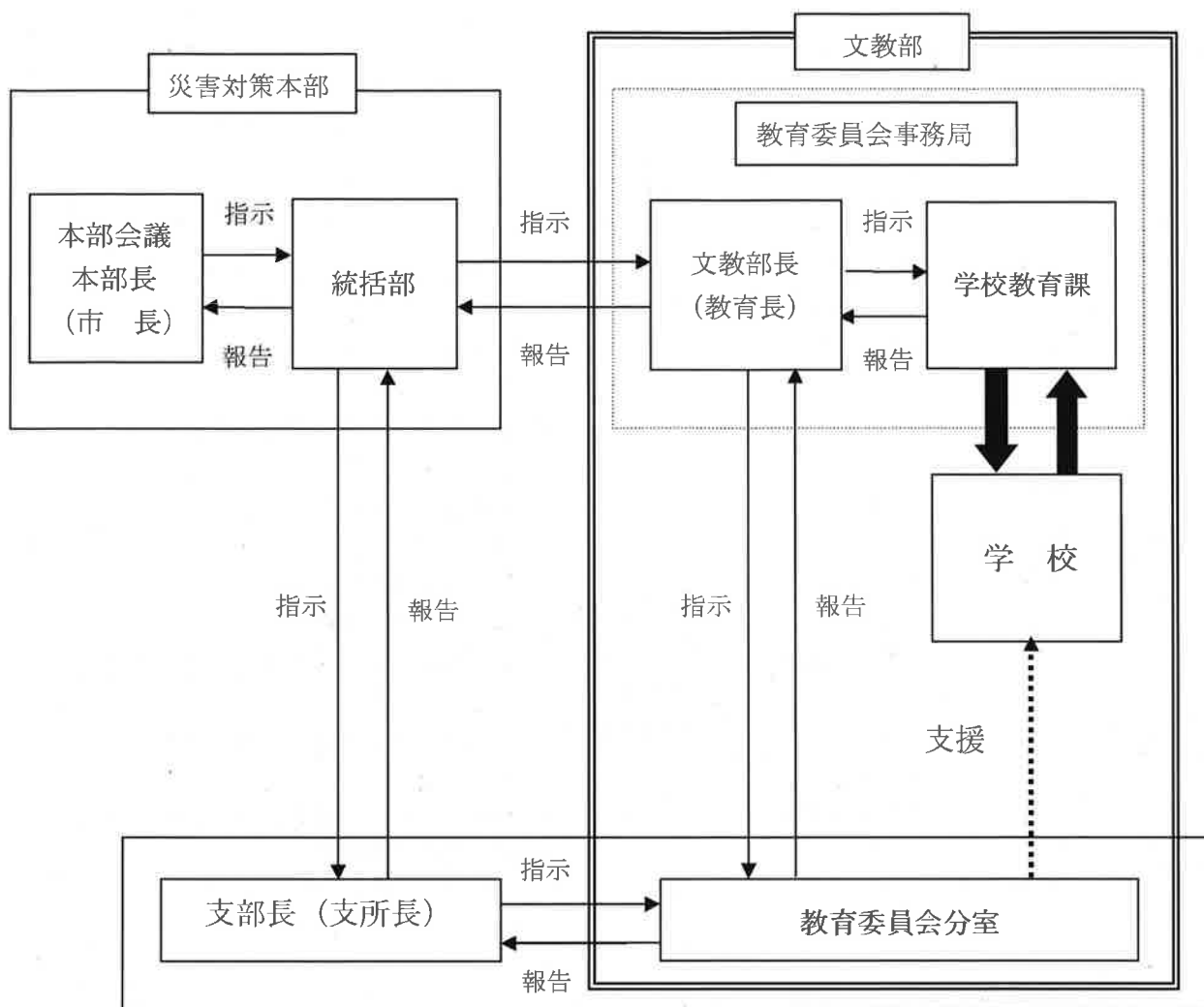
学校は、災害時には地域の避難所となる場合が多い。地域防災の拠点となった学校は、地域災害対策本部、教育委員会事務局が連携・協働して災害対策にあたるよう協力する。

災害対策本部との連絡は主に行政職員が行うが、参集に間に合わない場合などは、学校長が、災害対策本部との連絡を行うこともあり得る。災害時には、教育委員会事務局との連絡、災害対策本部との連絡が錯綜しないように、あらかじめ役割を確認しておくなど、情報の整理や発信先に留意しておく。

※ 非常時における学校からの連絡は、まず電話やFAXを使って状況を伝えるを試みる。しかし、災害時では、固定電話や携帯電話が繋がらなくなる場合も考えられる。そこで、繋がらない場合には、電子メール(torikyo ネット及び市役所グループウェア)を活用して第一報を入れる。

※ 警察、医療機関、消防署、自治会等と連携できるよう、連絡体制を整備しておき、災害時には、積極的に情報発信を行う。

【災害時指示報告フロー】



【役割分担】

(1) 学校と教育委員会事務局

- ①児童生徒・教職員の安否確認 ②学校施設の被害状況の把握と応急復旧対策
- ③応急教育施設の対策 ④教材・教具の調達 ⑤学校給食 ⑥応急教育計画
- ⑦心のケア ⑧その他学校教育の再開に関する事など、教育全般的事項

(2) 災害対策本部 (行政)

- ①被害情報等の連絡 ②避難場所の開設・運営支援に関する事 ③避難者に対応する事項 ④災害対策本部長が必要と認める事項

【文教部の事務分掌】

文教部	(部長) ◎教育長	【教育班】 (班長) ○学校教育課長 (副班長) ○教育総務課長 ○学校保健給食課長	○教育総務課 ○学校教育課 ○校区審議室 ○教育センター ○学校保健給食課	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事 2 小中学校施設等の災害対策及び被害調査に関する事 3 児童生徒の安全確保対策及び避難に関する事 4 教職員の動員及び調整に関する事 5 教材、学用品等の配分に関する事 6 災害時の応急教育に関する事 7 学校給食施設の利用に関する事 8 部内各班の連絡調整に関する事
	(副部長) ○副教育長	【管理班】 (班長) ○生涯学習・スポーツ課長 (副班長) ○文化財課長 ○中央図書館長	○生涯学習・スポーツ課 ○文化財課 ○中央図書館	1 避難施設（学校等教育施設）の管理運営に関する事 2 体育施設及び社会教育施設の災害対策並びに被害調査に関する事 3 文化施設の災害対策及び被害調査に関する事 4 文化財の災害対策及び被害調査に関する事 5 避難所における総務部及び福祉保健部の応援に関する事

8 教育委員会事務局への報告

(1) 情報伝達・集約について

- ・情報は「災害対策本部・文教部」に集約し、発信内容の精査、連絡調整の一本化を図る。
- ・学校への情報伝達、学校からの情報伝達は、災害本部文教部教育班（教育委員会学校教育課）を經由して連絡を行う。

(2) 教育委員会への報告・連絡事項

① 第一報告

・教育委員会への第一次報告は、児童生徒の安否情報である。安否報告は、被災後すみやかに報告書（様式1 P48）を使い学校教育課へ報告する。

児童生徒と教職員の同時報告が望ましいが、報告が同時にできない場合は、まず児童の安否報告を行い、次に教職員の安否報告を行う。また、管理職（校長、副校長、

教頭)は、学校災害対策本部等を設置し、学校をコントロールする役割があるため、報告する場合は、管理職の安否、在校の有無を明記する。

○ 児童生徒の安否情報

- ・ 全校児童生徒のうち、当日の出席児童生徒数
- ・ 安否が確認できている児童生徒数 (確認時刻・確認方法)
- ・ 安否が確認できていない児童生徒数とその理由
- ・ 安否が確認できた児童生徒の状況 (負傷者数、負傷者の状況)

○ 教職員の安否情報

- ・ 教職員数
- ・ 安否が確認できている教職員数
- ・ 安否が確認できていない教職員数とその理由
- ・ 安否が確認できた教職員の状況 (負傷者数、負傷者の状況)

○ 管理職の安否、在校の有無を明記する。

② 児童生徒の保護者への引き渡し状況

児童生徒を学校に待機させ保護者に引き渡す場合は、児童生徒の保護者への引き渡し状況を電話等で学校教育課へ報告する。報告は、児童生徒全員の引き渡しが終わるまで行う。

③ 被害施設状況

児童生徒の安否確認を行い、安全確保について見通しが立った段階で、被害状況に関する報告を、電話・FAX・連絡メールにより行う。第一報であれば概要で十分であるが、「校舎、体育館、校庭」の3つの観点で被害のあった場合には、その状況を速報する。詳細な被害報告は、児童生徒の保護者への引き渡し完了後に調査し、ライフライン報告も含めて報告を行う。(様式2 P49)。

第4章 さまざまな場面において地震が発生した場合の対応行動

地震の発生により、児童生徒に危険や危害が生じた場合、予め教職員がとるべき措置の内容を決めておくことが必要である。何よりも重要なのは、児童生徒の安全確保であり、地震発生がどのような場面で起こるかによって対応が異なる。学校は、あらゆる場面に対応できる方策を決めておくことが必要である。

1 注意すべき事項

- (1) 児童生徒の学校管理下の在校時の場合は、教頭等がすみやかに校内放送等により指示を行う。
- (2) 休憩時間や部活動中に災害が発生した場合は、人員の把握がしにくい時間帯であることを踏まえて、事前に対応を決めておく。
- (3) 遠足や社会見学・修学旅行に災害があった場合は、学校における場合と異なった危険に遭遇する可能性があることを踏まえて、事前に対応策を決めておく。
- (4) 登下校時には学校・通学路にある避難場所に避難するか、家に戻るかを決めておき、保護者と確認しておく。保護者と確認した内容は、学校防災計画に載せ、全家庭・地域に周知する。
- (5) 夜間・休日等である場合は、学校防災計画で決められた手順に従って、児童生徒の安否の確認を行う。

2 対応行動の例

(1) 震度階級別の検討・対応

地震の規模等により実際の対応は異なってくる。基本的な対応の目安について、教職員が認識を共有しておくことも必要である。ただし、地震等の災害が実際に起こった場合、様々な情報を集約・分析して、マニュアルにとらわれず判断することが重要である。

※ 震度を判断する上では、震度階級の内容を理解しておくことが必要である。目安として、強い揺れを感じたが、ほとんど被害がない時は「震度4以下」、非常に強い揺れを感じ、建物、室内の設備、物品などに被害がある時は「震度5以上」となる。

(周辺域の地盤災害(がけ崩れ、土石流、液状化等)発生の有無を確認し、判断することも必要。震度の大きさを踏まえ、学校の立地場所で津波が来る場合は、避難場所へ早急に移動することが必要。)

	震度4以下	震度5以上
在 校 時	<p>○安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示又は児童生徒が安全な場所を見つけて身を寄せる 	<p>○安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示又は児童生徒が安全な場所を見つけて身を寄せる
	<p>○情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまったら、テレビ、インターネット、ラジオ等で災害情報を収集する <p>○避難又は授業の再開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長は校庭や体育館など安全な場所(一次避難)へ避難するか、授業を再開するか判断する <p><避難する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・以降、震度5以上と同様 <p><授業を再開する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業を再開する ・学校施設の被害等があれば、教育委員会、関係機関へ連絡、報告を行う ・通常どおり下校(状況に応じて通学路の安全確認、集団下校等を行う) 	<p>○情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまったら、テレビ、インターネット、ラジオ等で災害情報を収集する <p>○避難、安否確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長は校庭や体育館など安全な場所への避難(一次避難)を決定する。教職員は指示に従い、避難を行う(注) ・児童生徒の安否確認、負傷者への応急手当、心理的ケアを行う <p>○二次対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き災害情報を収集し、必要があれば二次避難等の措置をとる ・学校施設等の被害状況を確認、児童生徒の校舎内外への移動が可能か判断する ・臨時休業の決定等 <p>○連絡・報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会、関係機関へ連絡、報告を行う <p>○下校・引き渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、保護者への引き渡しを行う ・引き渡しは、安全な場所(グラウンド、体育館等)において行う(下校・引き渡しは、津波警報等が解除されるなど、安全が確認されてから行う)
登 校 時	<p>○安全確保</p> <p><児童生徒></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が安全な場所を見つけて身を寄せる ・児童生徒は学校に向かう(※児童生徒は震度等の判断が困難なことも考慮して対応を検討することが必要) 	<p>○安全確保</p> <p><児童生徒></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が安全な場所を見つけて身を寄せる ・児童生徒は学校又は自宅に向かう(あらかじめ対応を児童生徒に指導し、保護者にも周知しておく。(例:距離が近い方へ向かい、自宅に人がいない場合は学校に向かう。移動が危険な場合、安全な場所(公園等)に留まる等))

	震度 4 以下	震度 5 以上
登校時	○情報収集、安否確認等 ・揺れがおさまったら、テレビ、インターネット、ラジオ等で災害情報を収集する ・状況に応じて児童生徒の安否確認を行う	○情報収集、安否確認等 ・揺れがおさまったら、テレビ、インターネット、ラジオ等で災害情報を収集する ・児童生徒の安否確認を行う
	○授業の実施又は臨時休業 ・校長は授業を行うか、臨時休業とするか判断する <臨時休業の場合> ・以降、震度 5 以上と同様 <授業を実施する場合> ・通常どおり授業を行う ・学校施設の被害等があれば、教育委員会・関係機関へ連絡、報告を行う ・通常どおり下校（状況に応じて、通学路の安全確認、集団下校等を行う）	○臨時休業の決定 ○連絡・報告 ・教育委員会、関係機関へ連絡、報告を行う ○下校・引き渡し（登校済の児童生徒） ・原則、保護者への引き渡しを行う
下校時	○安全確保 <児童生徒> ・児童生徒が安全な場所を見つけて身を寄せる ・児童生徒は自宅に向かう（※児童生徒は震度等の判断が困難なことも考慮して対応を検討することが必要）	○安全確保 <児童生徒> ・児童生徒が安全な場所を見つけて身を寄せる ・児童生徒は学校又は自宅へ向かう（あらかじめ対応を児童生徒に指導し、保護者にも周知しておく。（例：距離が近い方へ向かい、自宅に人がいない場合は学校へ向かう。移動が危険な場合、安全な場所（公園等）に留まる等））
	○情報収集、安否確認等 ・揺れがおさまったら、テレビ、インターネット、ラジオ等で災害情報を収集する ・状況に応じて児童生徒の安否確認を行う	○情報収集、安否確認等 ・揺れがおさまったら、テレビ、インターネット、ラジオ等で災害情報を収集する ・児童生徒の安否確認を行う
	○連絡・報告 ・状況に応じて教育委員会、関係機関へ連絡、報告を行う	○連絡・報告 ・教育委員会、関係機関への連絡、報告を行う
	○下校・引き渡し（学校に戻った児童生徒） ・通常どおり下校（状況に応じて、通学路の安全確認、集団下校等を行う）	○下校・引き渡し（学校に戻った児童生徒） ・原則、保護者への引き渡しを行う

(注) 学校施設の損壊・火災等により施設内が安全でないと判断される場合など、校庭等に避難・集合することが考えられるが、学校が耐震化済のため、施設内の方が安全と判断される場合や津波・土砂災害・液状化等が予測される場合は、校庭以外に避難するなど、状況に応じた判断が必要である。

※ 地震発生直後に発表される震度は変更される場合もある。震度階級による区分は目安として、児童生徒や学校施設の状況、二次災害の状況等を踏まえた判断が必要である。

(2) 児童生徒・教職員別の検討・対応

① 児童生徒在校時

児童生徒の対応	授業担当者など教職員の対応	職員室等の教職員の対応
<p>○教室では即座に机の下にもぐる(自分で行動することが困難な児童生徒については、教職員が援助して身体を保護)。校舎外ではガラスの散乱などを避け校舎に近づかない</p> <p>○揺れがおさまったのを確認後、教職員の指示のもとカバン等で頭部を保護し、靴を履いて校庭など安全な場所へ避難する</p> <p>○津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちに避難場所(近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物の安全な階)へ避難する。その後は教職員の指示に従う</p>	<p>○児童生徒を机の下にもぐらせて両手で机の脚をしっかりとつかませる。その際、自分の力で対応困難な児童生徒(障がいのある児童生徒、怪我をしている児童生徒等)は、授業担当者が援助</p> <p>・授業中以外の時は、学級担任等は自分が担任する教室へ直行し、その他の教職員は職員室等に集合する</p> <p>○緊急事態に遭遇して児童生徒がパニックに陥ることが考えられるためパニック状態の防止に努める</p> <p>○大きな揺れがおさまったら、速やかに児童生徒の状況を確認。怪我をした児童生徒の応急処置や怪我の度合いを確認する</p> <p>○火の元の消火確認やガスの元栓を閉める等の措置をとる</p> <p>○避難する場合、次の手順で行う</p> <p>①避難路として出入口の確保</p> <p>②怪我人等の介助方法を決める</p> <p>○揺れがおさまり次第、緊急放送(非常放送設備・ハンドマイク等)による状況の報告や避難方法指示などを待って避難・誘導を行う</p> <p>○緊急放送がない場合は、隣の教室同士で情報収集等を行い、臨機応変な対応を行う</p>	<p>○大きな揺れがおさまった後、校長等の指示により、緊急放送を行う</p> <p>・教職員へは、児童生徒の安全確保、避難路の確認、火の元の消火等の指示を行う</p> <p>・緊急放送ができない場合、ハンドマイクやメガホンを使う</p> <p>○全体への指示を出す者、校内を見回り状況を把握する者、指示を連絡する者、教職員不在教室の児童生徒の状況を確認する者など、教職員の役割分担によりすばやく対応する</p> <p>○津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちに避難場所(近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物の安全な階)に児童生徒を避難させるよう教職員に指示する。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保に努めるよう指示する</p> <p>○教育委員会等の関係機関に被害状況等の報告を行う</p>

児童生徒の対応	授業担当者など教職員の対応	職員室等の教職員の対応
	<p>○避難は、火災場所と上層階の児童生徒を優先し、隣り合うクラスと連携しながら、集団の前後に教職員を配置する</p> <p>○避難途中でガラスなどが落下する危険性が高まるので、頭部を守るためにカバン等で保護し、靴を履いて避難させる</p> <p>○津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちに避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物の安全な階）へ児童生徒を避難誘導する。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保に努める</p>	

② 児童生徒登下校時

登下校中に地震が発生した場合、児童生徒が安全のための行動を選択し、実行することが求められる。日頃からさまざまな災害を想定した上で、安全を確保するシミュレーションについて十分に時間をかけて指導し、考えさせておくことが必要である。また、保護者にも周知し、理解を得ておくことが大切である。

また、地域（地区の公民館、消防署、警察、自治会、自主防災会等）との連携を図り、通学路周辺での危険個所リスト、マップを作成して、児童生徒に周知することも重要である。

児童生徒の対応	教職員の対応
<p>○カバンや持ち物で自分の頭部を保護する、建物、塀、崖下、川岸からすぐ離れる、自動車は思わぬ動きをしますので離れる等の身の安全を確保する（日頃から指導）</p> <p>○交通機関が運休した場合は、駅の避難指示に従う</p> <p>○登下校中の場合、学校又は自宅へ向かう（距離が近い方へ向かい、自宅に人がいない場合は学校へ向かう。移動が危険な場合、安全な場所（公園等）に留まる）</p>	<p>○校内に不在の教職員は、非常参集体制に基づき学校に参集する</p> <p>○職員室や事務室に在室する教職員は、校長等の指示により、緊急放送をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員へは、児童生徒の安全確保、避難路の確認、火の元の消火等の指示を行う ・緊急放送ができない場合、ハンドマイクやメガホンを使う <p>○児童生徒の安否確認を行い、既に登校している児童生徒（まだ下校していない児童生徒）を避難場所に誘導する</p>

児童生徒の対応	教職員の対応
○津波の被害が想定される場所にいる場合は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちに近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物の安全な階に避難する	○登校していない児童生徒については、電話等で安否の確認を行う ○教育委員会等の関係機関に被害状況等の報告を行う

③ 校外活動中等

校外活動中は、様々な状況における被災の想定と対応が必要となる。児童生徒へは、事前にオリエンテーションなどにより周知することが重要である。

児童生徒の対応	引率の教職員の対応	管理職などの対応
○屋内の場合は机の下などにもぐる、屋外の場合は安全な場所へ避難するなど、場所と状況に応じて教職員の指示に従う ○津波の被害が想定される場所にいる場合、児童生徒は強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちに避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）に避難する。その後は教職員の指示に従う	○施設内であれば、その施設の対応に従う ○移動中や特別な施設がない場合、安全と思われる場所に児童生徒を避難させる ○揺れがおさまったら、速やかに児童生徒の状況を確認し、怪我をした児童生徒の応急処置や怪我の度合いを確認する ○把握した状況は、速やかに学校へ報告し、指示を受ける。電話が不通の場合、災害用伝言ダイヤル等を利用する ○屋内にいる場合は、速やかに机の下などの安全な場所へ移動させる、海岸にいる場合は津波、山間部にいる場合は山崩れや崖崩れが起こる可能性があるため速やかに安全な場所に避難させる ○津波の被害が想定される場所にいる場合は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちに避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）へ児童生徒を避難させる。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保に努める	○引率の教職員から連絡があった場合、現地の状況などから判断し、必要な指示を行う ○引率の教職員から連絡がない場合、携帯電話等に連絡を試み、災害用伝言ダイヤルを確認する ○報告を取りまとめ、教育委員会等の関係機関に報告を行う

3 その他

(1) スポーツ少年団で活動中の児童

基本的には、「登下校中」と同じ対応になる。学校は、指導者等から活動中だった児童数やけが等の状況を報告させるとともに、指導者にも協力を求め、対応に当たる。

(2) 放課後児童クラブ・放課後子ども教室で活動中の児童

放課後児童クラブ・放課後子ども教室が校舎内にある場合は、校舎等の安全な場所に避難する。学校は、指導員等から活動中だった児童数やけが等の状況を報告させるとともに、指導員にも協力を求め、該当児童生徒を預かり保護する。

第5章 災害時における避難所としての学校の果たす役割

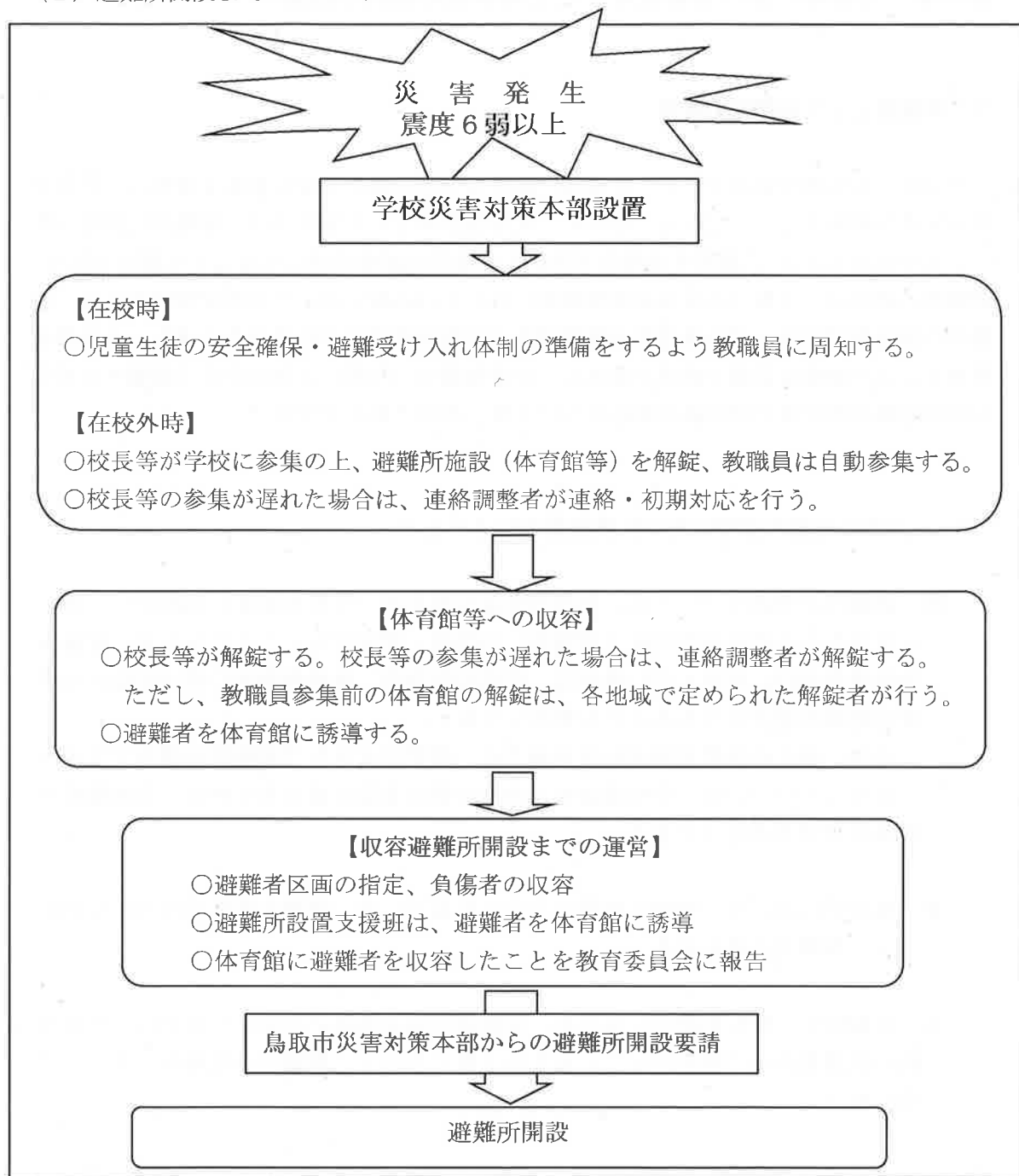
1 避難所としての学校の対応

学校は、本来教育施設であり、災害時における学校が果たす最も重要な役割は、児童生徒の安全を確保することである。しかし、大災害が発生した場合には、避難所に指定されている学校はもとより、被害や地域の実情により緊急の避難場所になることも想定される。避難所の開設は、市長（市災害対策本部長）若しくは必要に応じて支所長が実施する。避難所の開設管理等は、福祉保健部避難所班及び文教部管理班が担当する。また、大規模地震発生により避難が必要な状況が発生し、指定避難所（学校）に住民が自主避難する場合の収容避難所開設までの当面の対応については、次のとおりとする。

（1）円滑な避難所運営のために教職員が行うこと

- ① 避難所の開設については、鳥取市災害対策本部（市長本部長）が決定し、市から派遣される避難所管理者（市職員）が開設・運営を行うことになるが、避難所管理者が学校に到着しない場合は、学校の管理職、連絡調整者の順で開設の判断及び避難所運営に当たることも想定しておく。
なお、現在の鳥取市地域防災計画では、震度の大きさを避難所を開設するようにはなっていないが、学校施設の点検や不測の事態に備えるために、全教職員の参集は震度6弱以上とする。
- ② 震災時において、学校が避難所となった場合には、避難所運営が円滑に行われるよう教職員は協力する。
- ③ 教職員が、校長の指示に基づき、避難所の運営業務に従事した場合は、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えるので、教職員のサービスの一部として取り扱う。
- ④ 当該学校の管理職、連絡調整者の参集が間に合わない場合は、市または各地区で定められた解錠者があることを把握しておく。

(2) 避難所開設までのマニュアル



(3) 連絡調整者の基本的役割

- ① 各学校では、教職員の中から学校に早く到着できる順に3名（8学級以下の小規模校は2名）を連絡調整者として指名しておく。
- ② 連絡調整者は、鳥取市で震度6弱以上の地震が観測された場合において、いち早く所属校に駆けつけ、校長・副校長・教頭が所属校に到着するまでの間、学校教育課との連絡調整をするなど、災害発生直後の初動対応を行う。

(4) 避難所である体育館への避難者の誘導支援

- ① 連絡調整者は、避難所責任者や自主防災会等と協力して、避難者が校庭や体育館等に避難するように指示する。
- ② 連絡調整者は、校長室、職員室、会議室、保健室など学校管理運営上必要な施設は、避難者の生活スペースとして使用させないようにする。
- ③ 調整連絡者は、職員室や放送室、体育館の放送施設を解錠し、避難所責任者が使用可能にする。開設所の開設が円滑に行われるよう、ハンドマイク、可動式無線マイク、スピーカー設備などの用具の貸与など緊急対応として必要な措置を講じる。
- ④ 校長・副校長・教頭が学校に到着した場合は、連絡調整者は、ただちに、発災後に連絡調整者として対応した措置等について、校長・副校長・教頭に報告する。

2 地域・関係機関との連携について

避難所の運営は、文教部管理班（班長：生涯学習課長）が行うことになっているが、担当の責任者に引き継ぐまでは一定の時間を要する場合も考えられる。また、教職員が不在の時間帯に災害が発生することも考えられ、教職員が避難所の開設に十分対応ができない場合も考えられる。学校施設が避難所となる場合は、教職員が協力できる内容について、予め地域住民関係者・防災団体等と調整をしておき、できる限り地域住民が主体的に開設・運営ができる状況をつくっておくこと。

3 避難所運営に係る教職員の身分上の取り扱いと避難所運営業務について

(1) 避難所運営に係る教職員の身分上の取り扱い

災害の程度及び規模が非常に大きく、市の行政職員だけでは全ての避難所の対応が事実上不可能であり、学校に開設された避難所の運営業務を教職員が担当せざるをえない状況となることが想定される。

このような場合において、教職員の身分上の取り扱いについては、「職務として取り扱う」とする。

学校に開設された避難所の運営業務は、災害対策基本法や災害救助法等により、市町村長が被災した住民の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的にしており、当然に教職員本来の職務として整理することは難しいが、下記の整理により校長等の職務命令により行う「職務」として整理することが適当である。

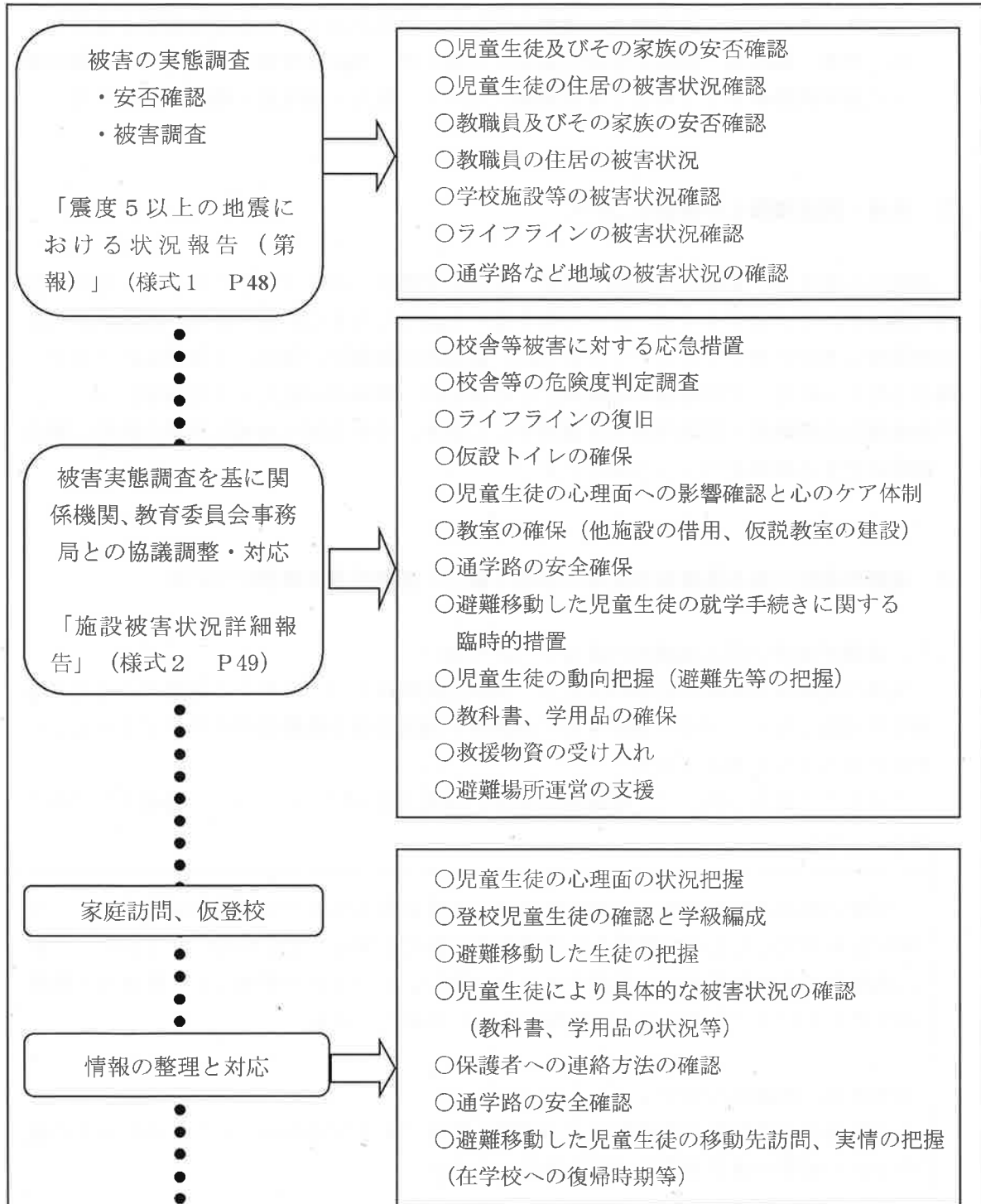
※県費負担教職員の場合

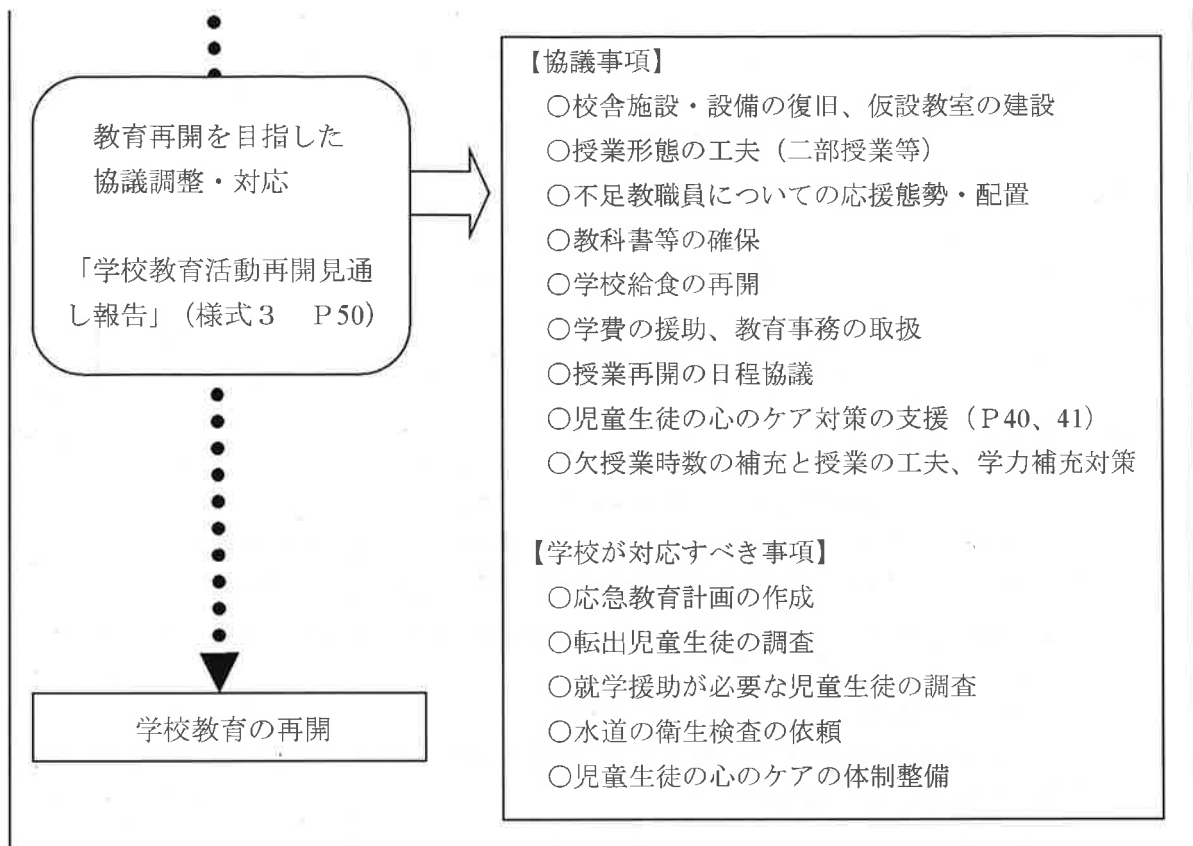
市町村教育委員会の管理に属する期間の職員である学校職員として、市町村長の業務である避難所運営業務を「補助執行」させる。

第6章 学校教育再開に向けた対応

災害時における児童生徒等の安全確保に係る応急対策、文教施設の保全、並びに教育施設の被災又は児童生徒の被災により通常の教育が行えない場合に、応急対策を実施し、教育に支障をきたさないよう措置する。

1 学校教育再開に向けた対応の主な流れ





2 学校再開のための準備活動

市立小・中学校及び文教施設の応急教育及び応急復旧対策は、文教部(教育委員会)が実施する。

ただし、各学校の災害発生の場合に伴う適切な措置については、各学校長が具体的な計画を立てて、実施するものとする。災害発生直後は、学校としては、避難誘導、安否確認、負傷者の救護、安全確認、そして住民対応・避難場所支援の活動が中心となる。被害の規模、程度等にもよるが、できるだけ早い段階で学校再開に向けた準備活動を行う必要がある。

- (1) 学校長は、所管する施設が被災したときは、災害の拡大防止の措置を講ずるとともに、速やかに文教部教育班に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- (2) 校長は、学校における被害復旧対応状況および避難場所における避難者受け入れ状況や避難場所運営状況など事態の全体的な推移を把握し、学校災害対策本部の組織の人員体制を見直し、本来の業務である教育活動再開のための人員配置を行う。
- (3) 学校は、教育活動再開に向けて必要となる準備業務を所管する。

- (4) 学校再開に当たっては、主に次の事項を中心に避難者や地域住民の十分な理解を得て、準備する。
- ① 学校再開についての避難者や地域住民との話し合いの場の設定
 - ② 避難者や地域住民への学校情報の伝達
 - ③ 避難場所として継続して使用するスペースと学校教育活動の再開に当たって利用するスペースとの調整、共同使用区域の設定
- (5) 応急教育の実施場所は、災害の規模、被害の程度によって、概ね次の方法によるものとする。
- ① 軽微な被害の場合
速やかに応急修理を行い、授業を行う。
 - ② 校舎の一部が利用できない場合は、特別教室、屋内運動場等を利用する。
 - ③ 被災学校が1校で全部又は大部分が使用不能の場合、収容人員等を考慮のうえ、公民館その他の公共施設、隣接学校の余剰教室の利用又は民有施設の借上げを行う。
 - ④ 被災が広範囲にわたる場合
前記の諸措置ができない場合には、応急仮設校舎を建設する。建設場所は、従来の校地を原則とする。
- (6) 応急教育の方法として、被災の状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業等の措置を講ずるものとする。
- (7) 授業再開に関わる業務については、学校教育法・地方教育行政組織法の趣旨から基本的に教育委員会・学校、教職員によって行う。
- (8) 学校長は、文教部教育班に教育職員の被災状況を報告する。文教部教育班は教育職員の被災状況を把握するとともに県教育委員会と緊急な連絡をとり、教育職員の確保に努めるものとする。

3 学校給食の措置

- (1) 特定地域の給食施設が破砕したときは、隣接学校、他地域の給食センター等の施設を利用して給食を行うものとする。
- (2) 災害が広範囲にわたり、給食施設が災害救助のために使用されている場合又は災害のため使用できない場合には、文教部管理班が総務部調達配給班（市民課）と連絡を取り、炊出しについて協議する。

4 被害実態調査とその対応

(1) 児童生徒の安否確認・被害調査

- ① 児童生徒及び家族の安否確認を行う。同時に所在・避難先を確認し、一覧表等を作成する。
- ② うわさや間接情報に基づくことなく、確実な確認方法によって行い誤報を排除する。
- ③ 被災地以外に避難している児童生徒の把握も行う。

(2) 教職員の安否確認・被害状況調査

- ① 教職員及びその家族の安否確認を行う。同時に所在・避難先を確認し一覧表等を作成する。
- ② 教職員の住居被害を確認する。

(3) 校舎の被害状況の確認

- ① 学校施設等の被害状況を確認する。できるだけ写真撮影をしておく。
- ② ライフラインの被害状況確認
- ③ 被害状況については、教育委員会、地域の防災組織と連携を図り、その結果については、情報を共有する。
- ④ 調査にあたり少しでも危険を感じた場合は注視して、立入禁止区域とする。

(4) 校庭の被害状況

校庭の地割れ、液状化現象、水漏れなど被害状況を調査する。

(5) 立入禁止区域の標示

校舎や校庭の危険区域については、立入禁止区域の標示を行う。

(6) 通学路など地域の被害状況確認

学校周辺や通学路等における周辺家屋の倒壊状況やがけ崩れ、地割れ、液状化現象、火災の発生、ガス漏れ、有毒ガスの発生など、地域の被害・危険状況、人的被害状況等を確認する。

(7) 教育委員会事務局への報告

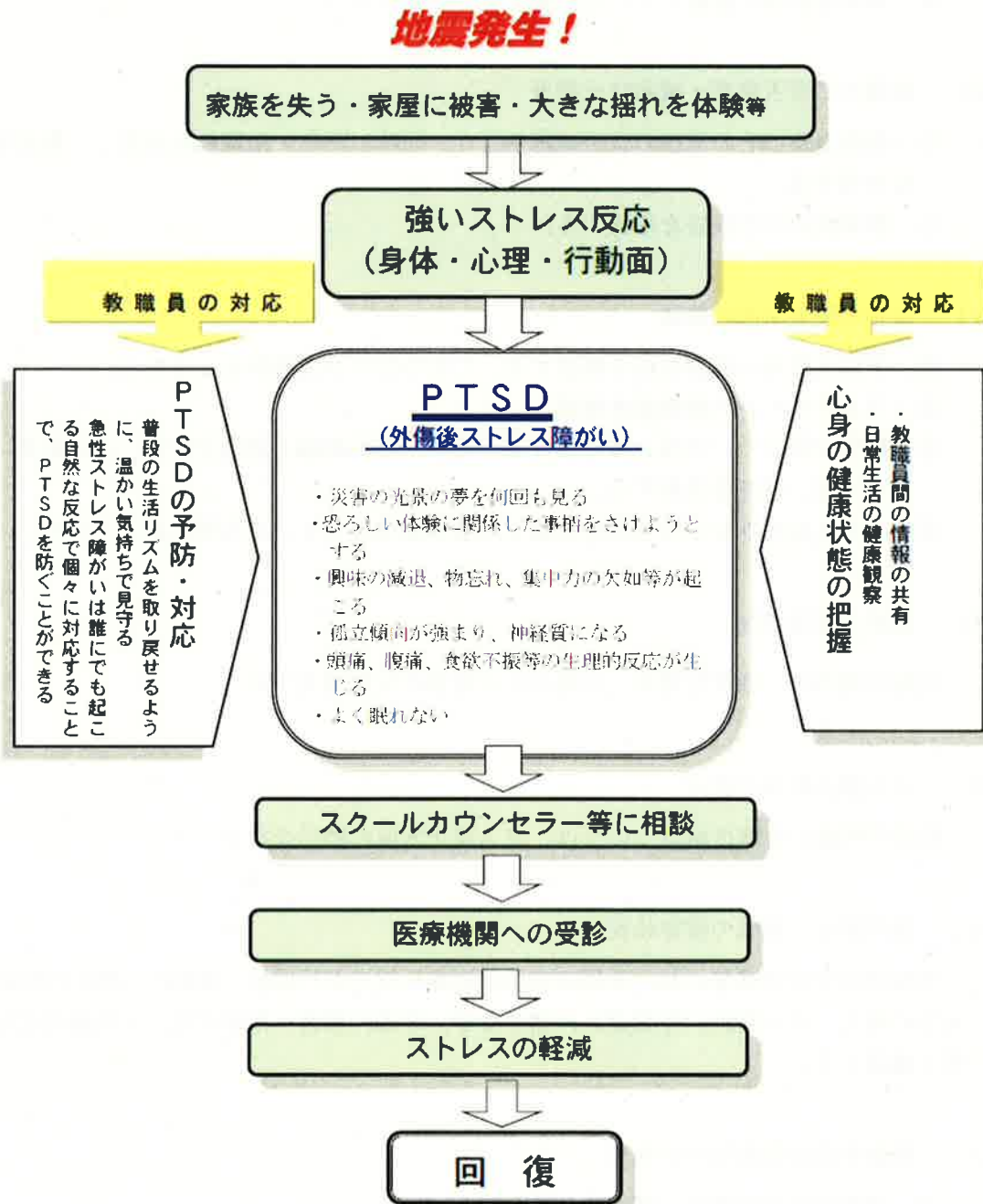
- ① 被害状況詳細報告（様式2 P48）

② 学校教育活動再開見通し報告（様式3 P49）

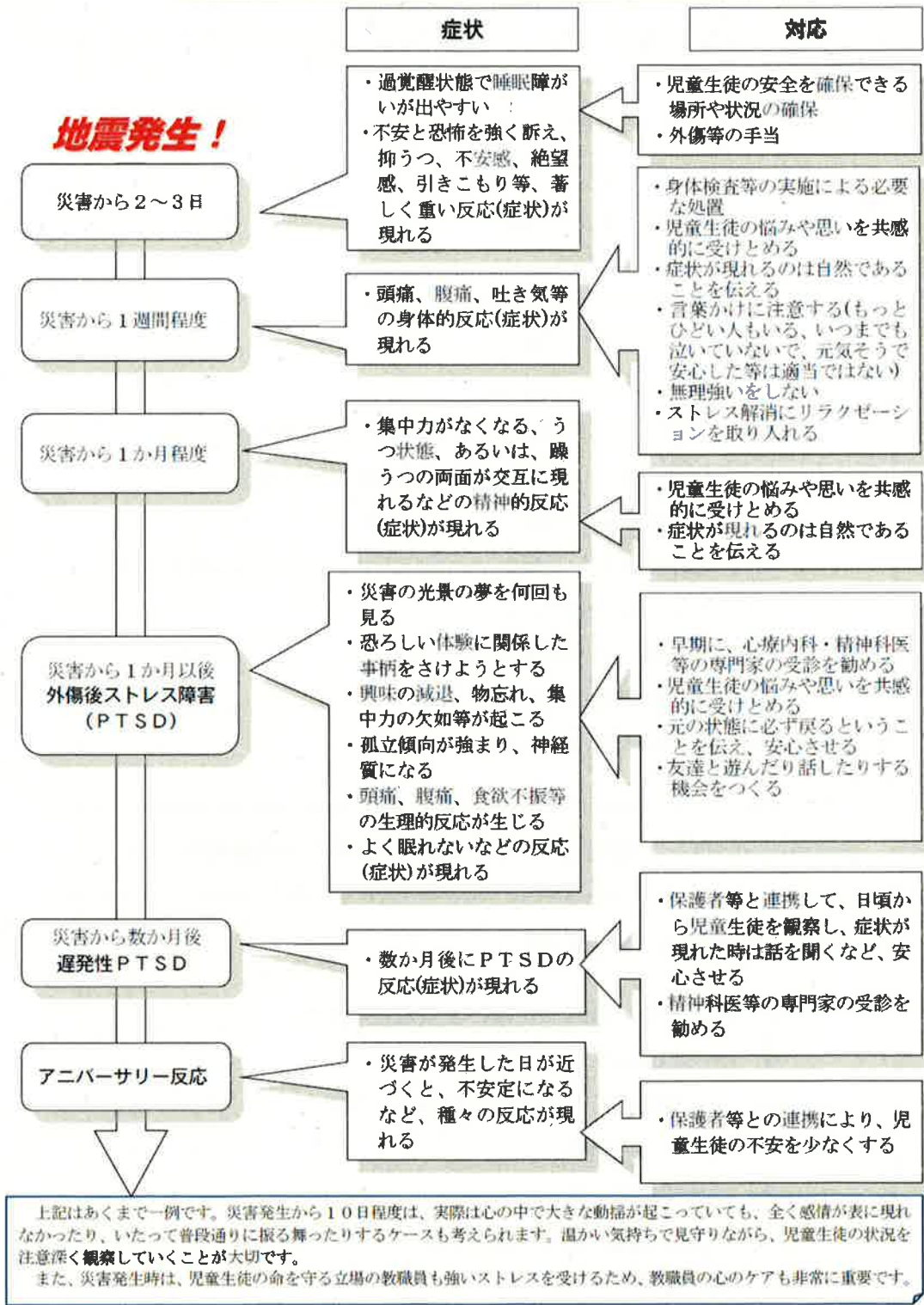
(8) 児童生徒の心のケア

災害や事故等の被害により、児童生徒は、普段の生活ができているように見えても、心に大きなダメージが残り、このことが、その後の社会生活に様々な影響を及ぼすことがある。

このため、児童生徒の心の傷を癒やすには、専門的な視点からの継続的、長期的な心のケアが必要となる。



災害後、児童生徒に現れる可能性のある症状とその対応



※ 引用：「学校防災マニュアル（地震・津波災害）【参考資料】」（鳥取県教育委員会 平成29年3月）

5 教育委員会事務局・関係機関との協議調整

学校教育再開に向けて、校舎等の被害状況などに応じた必要な措置について、関係機関や教育委員会事務局と協議・調整していく。協議・調整する事項は下記のとおりとする。

(1) 被害実態調査を基に関係機関、教育委員会事務局との協議調整・対応

【協議調整・対応事項】

- ① 校舎被害に対する応急処置
- ② ライフラインの復旧
- ③ 仮設トイレの確保
- ④ 児童生徒の心理面への影響確認と心のケア体制
- ⑤ 教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設）
- ⑥ 通学路の安全確保
- ⑦ 避難移動した児童生徒の就学手続きに関する臨時的措置
- ⑧ 児童生徒の動向
- ⑨ 教科書、学用品等の確保
- ⑩ 救援物資等の受け入れ
- ⑪ 避難場所運営の支援

(2) 教育再開を目指した関係機関、教育委員会事務局との協議調整・対応

【協議調整・対応事項】

- ① 校舎施設・設備の復旧、仮設教室の建設
- ② 授業形態の工夫（二部授業等）
- ③ 不足教職員についての応援態勢・配置
- ④ 教科書等の確保
- ⑤ 学校給食の再開
- ⑥ 学費の援助、教育事務の取扱
- ⑦ 授業再開の日程協議
- ⑧ 児童生徒の心のケア対策の支援
- ⑨ 欠授業時数の補充と授業の工夫、学力補充対策



資料

資料1 津波関連資料

【鳥取市の津波の高さおよび到達時間】

【津波の最大浸水深と沿岸に近い小中学校の海拔】

資料2 教育委員会への報告文書

【鳥取市教育委員会事務局学校教育課に報告書を提出する時期の目安】

【様式1 震度5以上の地震における状況報告（第報）】

【様式2 施設被害状況報告書】

【様式3 教育活動再開見通し報告】

資料3 その他

【地震対策チェックリスト（例）】

【地震発生時の対応：保護者向け事前連絡（例）】

【連絡先一覧】

資料1 津波関係資料

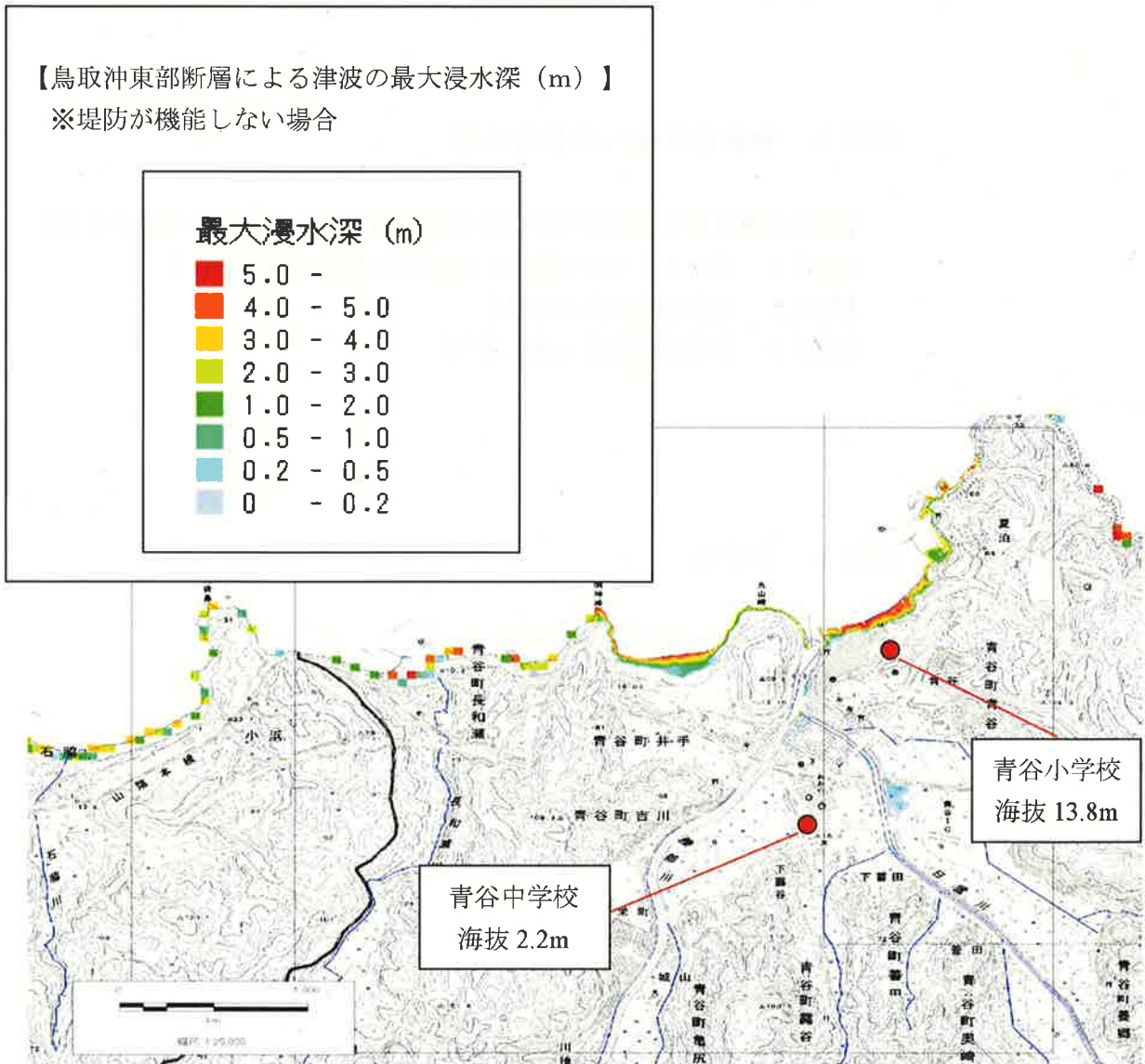
【鳥取市の津波の高さおよび到達時間】

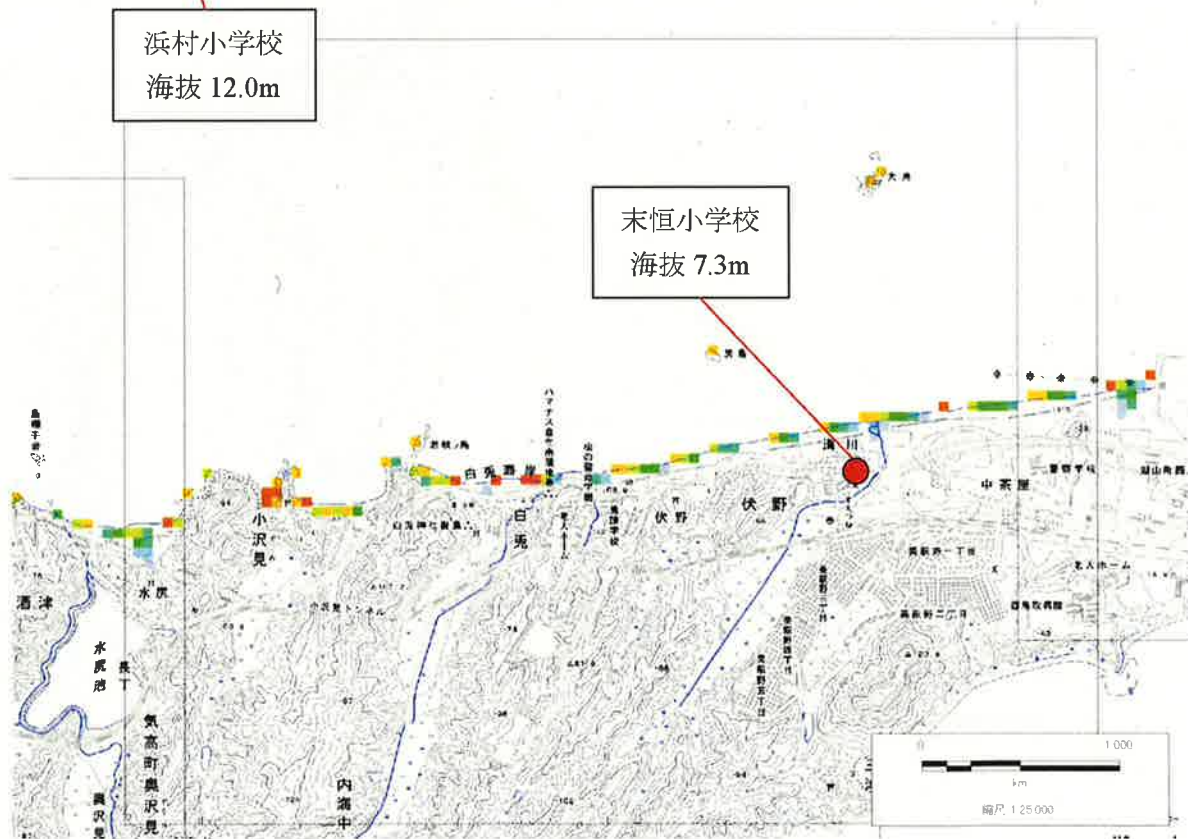
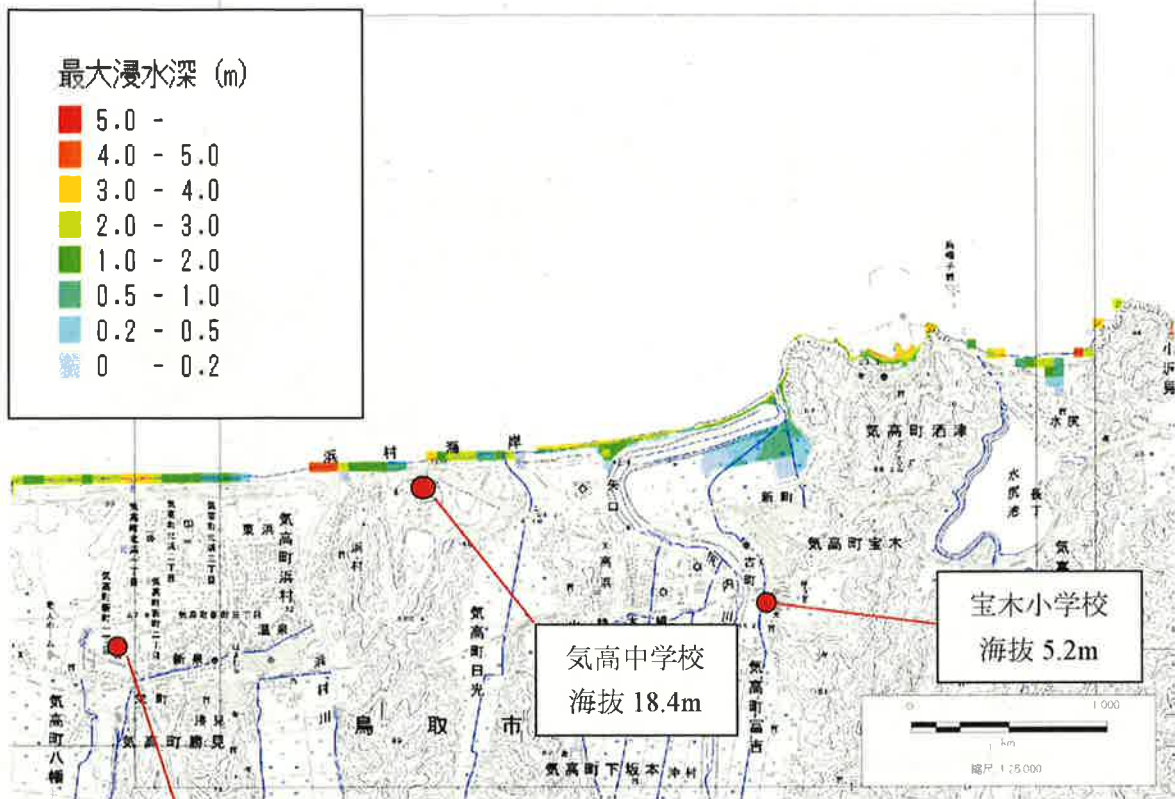
	隆起・沈降 (m)	津波の到達時間 (分)	最大波の到達時間 (分)	津波の高さ (m)
佐渡島北方沖	0.00	81	174	5.78
鳥取沖東部断層	-0.10	5	14	6.27

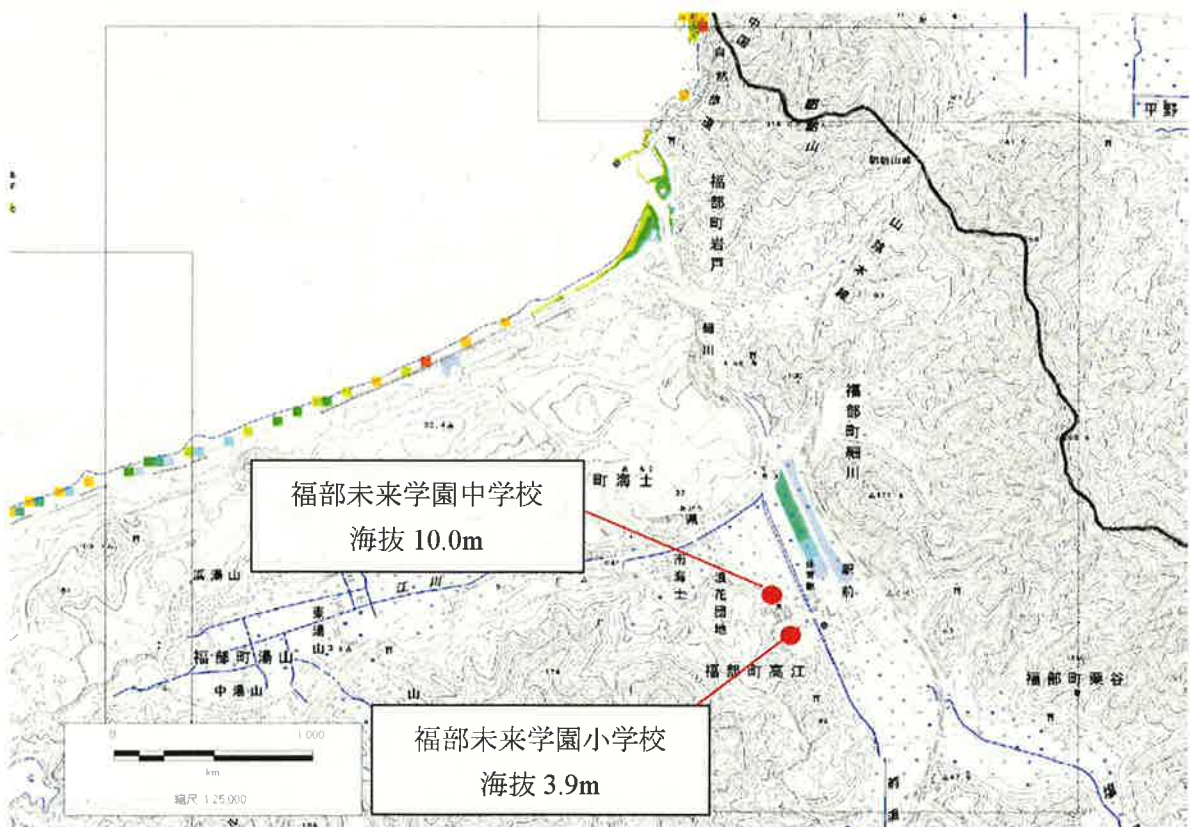
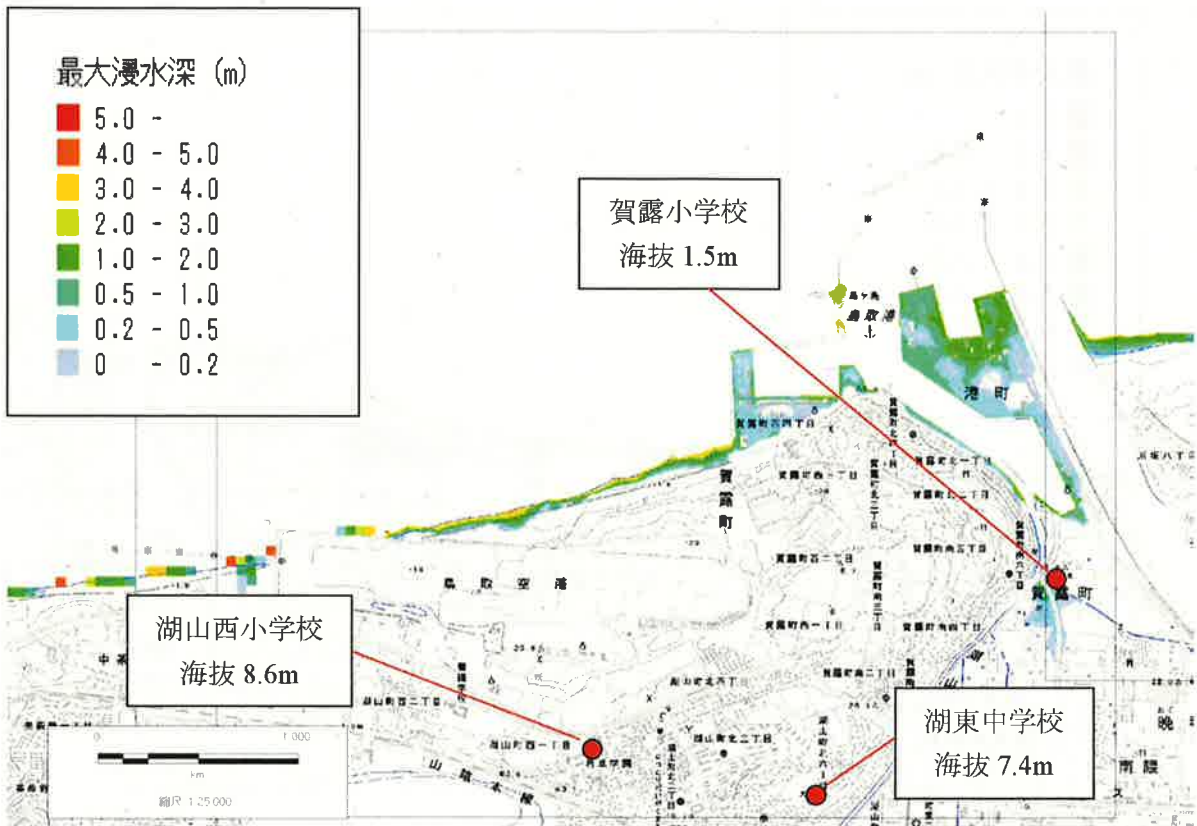
【津波の最大浸水深と沿岸に近い小中学校の海拔】

【鳥取沖東部断層による津波の最大浸水深 (m)】

※堤防が機能しない場合



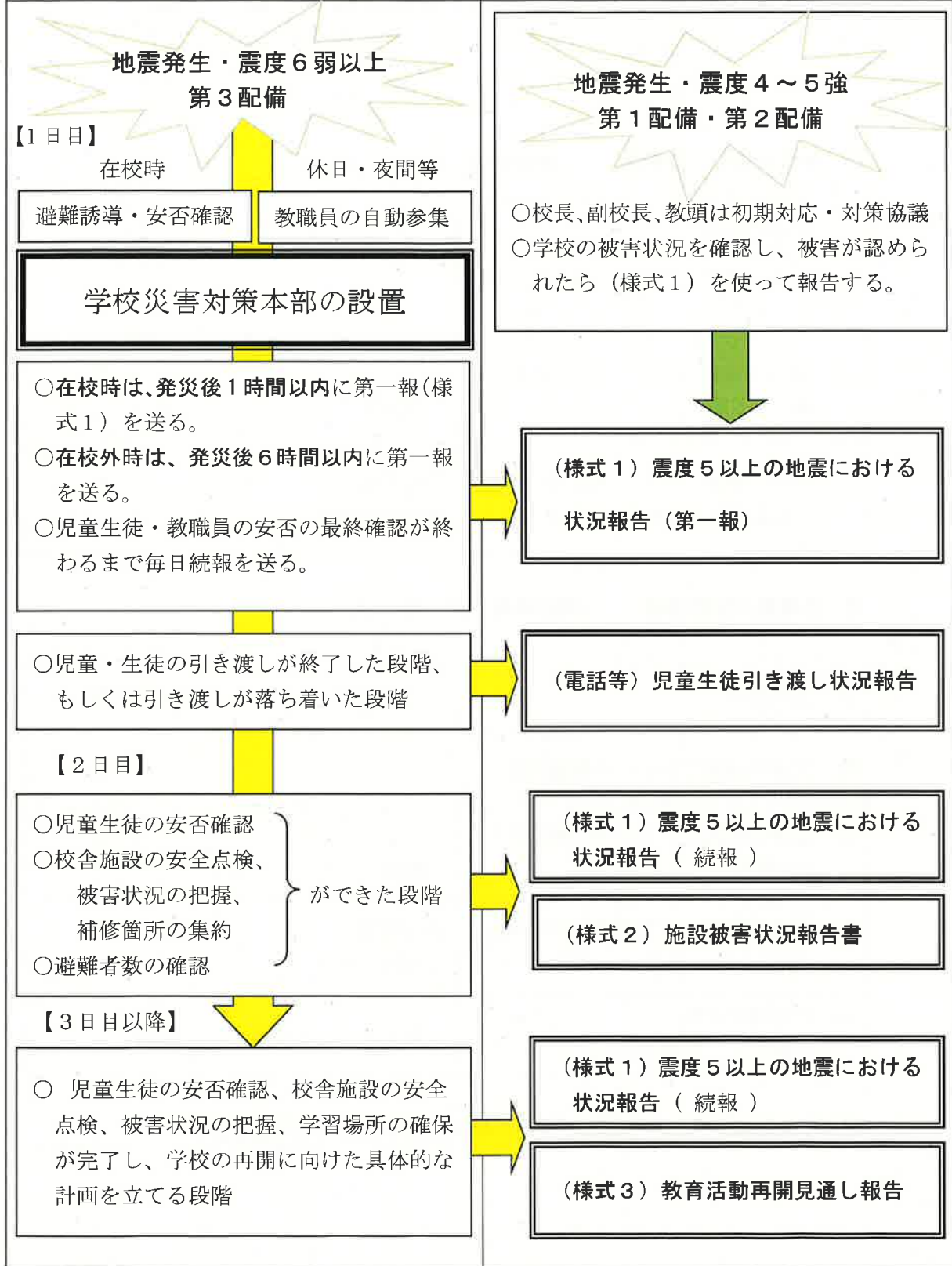




資料2 教育委員会への報告文書

【鳥取市教育委員会事務局学校教育課に報告書を提出する時期の目安】

学校は、地震発生後に下記の報告（様式1～4）を鳥取市教育委員会事務局学校教育課に電子メール、FAXを使って報告すること。



【様式1 震度5以上の地震における状況報告】

震度5以上の地震における状況報告（第 報）

学校名	小・中学校
報告時刻	月 日 時 分

1 児童生徒の安否情報（確認時刻 日 時 分）

① 全校児童生徒のうち、本日の出席児童生徒数		名
② 安否が確認できている児童生徒数		名
③ 安否が確認できていない児童生徒数とその理由	(理由)	名
④ 安否が確認できた児童生徒の状況（負傷者数、負傷者の状況）	負傷者数 負傷者の状況	名

2 教職員の安否情報（確認時刻 日 時 分）

⑤ 教職員数		名
⑥ 安否が確認できている教職員数		名
⑦ 安否が確認できていない教職員とその理由	(理由)	名
⑧ 安否が確認できた教職員数の状況（負傷者数、負傷者の状況）	負傷者数 負傷者の状況	名
⑨ 管理職の有無 (在校している場合は○)	校長 副校長 教頭	

3 校舎等の状況（通学路など周辺の状況が分かればそれを含む。）

--

【様式2 施設被害状況報告書】

施設被害状況報告書

() 小・中学校 (報告時間 日 時 分)

学校施設の大きな被害状況(施設名、被災箇所、被害程度(全壊、半壊、一部破損等))				
施設名	被害の程度			
校舎				
体育館				
電気	使用 可・不可	被害状況		
ガス	使用 可・不可	被害状況		
水道	使用 可・不可	被害状況		
電話	使用 可・不可	被害状況		
携帯電話	使用 可・不可	被害状況		
防災無線	使用 可・不可	被害状況		
インターネット	使用 可・不可	被害状況		
電子メール	使用 可・不可	被害状況		
トイレの使用	全て使用	一部使用可	使用不可能	その他
避難者数		避難所としての問題		
連絡依頼事項				

【様式3 教育活動再開見通し報告】

学校教育活動再開見通し報告

提出先 鳥取市教育委員会学校教育課 FAX: 0857-20-0824 TEL: 0857-20-3355 20-3356 20-3357 20-3366
--

()小・中学校	記入者 職・氏名
TEL()	月 日 午前・午後 時 分 現在

登校可能な児童生徒の人数

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計	在籍児童 生徒数
人数											

勤務可能な職員の人数

	校長	副校長 ・教頭	教員	養護	事務	嘱託	その他	計	在籍全教員数
人数									

不足する教科書の状況

学 年	教 科	冊 数	学 年	教 科	冊 数

不足する学用品の状況

学用品名	数 量	備 考

不足する教材・教具の状況

教材・教具名	数 量	備 考

その他連絡事項(転校希望者数など)

--

資料3 その他

【地震対策チェックリスト（例）】

		点 検 内 容	
施設設備	1	廊下等の避難の妨げとなる障害物を取り除いている	
	2	消火器や避難誘導の設備点検を定期的に行っている	
	3	スタンドピアノや大型音響機器等の転倒防止をしている	
	4	特別教室（図書室、理科室、調理室、図工（美術）室、技術室等）の棚の転倒防止をしている	
	5	遊具の点検・安全対策を定期的に行っている	
	6	教室・職員室・特別教室のテレビの落下防止をしている	
	7	ガラスの飛散防止をしている	
組織・体制	8	学校防災組織や教職員の役割分担を明確に行っている	
	9	地震発生後の参集体制や配備体制が教職員に周知されている	
	10	避難経路、避難場所が教職員に周知されている	
	11	障害のある児童等の個別の避難方法について、すぐ対応できるよう訓練している	
	12	関係機関との連絡体制が整備されている	
教育・訓練	13	防災訓練を計画的に実施している	
	14	年間計画に基づき、計画的に防災教育を実施している	
	15	地域と連携した防災訓練を実施している	
書類等	16	児童等の引き渡しカードを作成している	
	17	非常持ち出し品、児童等名簿がすぐに持ち出せるようになっている	
児童等	18	児童等、保護者との連絡体制を整備している	
	19	児童等の通学方法を把握している	
周辺環境	20	校地・運動場及び周辺の状態について、把握している <ul style="list-style-type: none"> ・斜面崩壊の可能性はないか ・液状化発生の可能性はないか ・グラウンド縁辺部のひび割れ、崩壊の可能性はないか 	

【地震発生時の対応：保護者向け事前連絡（例）】

	震度 4 以下	震度 5 以上
登校前	保護者が安全を確認した後、登校	自宅で待機し、連絡指示を待つ (緊急メール、電話連絡等)
登校途中	安全な場所へ避難する（通学路途中の地区避難場所 等） ※ ものが「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を選んで	
	揺れがおさまったら	
	自力で登校する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅で待つ ・ 自宅が近いときは、自宅へ戻る ※ 自宅に人がいない場合は、学校へ向かう ※ 移動が危険な場合、安全な場所（公園等）に留まる
		・ 学校が近いときは登校し、その後、引き渡し
	教職員が、通学路の巡回や救護活動・安否確認を行う	
	(津波が想定される地域) 津波注意報・津波警報が発令されたら	
① 近くの高台へ避難 ② 高台の避難場所へ ③ 近くの大人に助けを求める		
在校中	① 机の下や落下物を防げるものの下に避難する（頭を守る） ② 揺れがおさまったら、頭を守りながら校庭等に避難する	
	異常がないときは	
	授業再開→通常どおり下校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業打ち切り → 学校で待機 → 保護者へ引き渡し
	津波警報・大津波警報が発令されたら	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波浸水の危険性がある学校は、揺れがおさまったら至急高い所（津波を想定した避難場所）に避難。 ・ 保護者への引き渡しは、津波警報が解除されるなど、安全が確認されてから。 	
下校途中	安全な場所へ避難する（通学路途中の地区避難場所 等） ものが「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を選んで	
	揺れがおさまったら	
	自力で帰宅する	<ul style="list-style-type: none"> 家が近いなら自力で帰宅する 学校が近ければ、学校へ戻る → その後、緊急メール等で家庭連絡し、引き渡しを実施
	教職員が、通学路の巡回や救護活動・安否確認を行う	
	(津波が想定される地域) 津波注意報・津波警報が発令されたら	
	① 近くの高台へ避難 ② 高台の避難場所へ ③ 近くの大人に助けを求める	

【 連絡先一覧 】

鳥取市教育委員会事務局

	電 話	F A X	電子メール
学校教育課			
学務係	20-3356	29-0824	kyo-gakkou@city.tottori.lg.jp gakkourenraku@city.tottori.lg.jp
指導係	20-3357		
生徒指導係	20-3366		
鳥取市教育センター	36-6060	26-3878	kyo-center@city.tottori.lg.jp
教育総務課			
総務係	20-3352	29-0824	kyo-syomu@city.tottori.lg.jp
学校施設係	20-3353		
学校保健給食課			
学校保健・支援係	20-5152	29-0824	kyo-hokyu@city.tottori.lg.jp
学校給食係	20-5144		
生涯学習・スポーツ課			
生涯学習係	20-3362	20-3364	kyo-gakuspo@city.tottori.lg.jp
スポーツ振興係	20-3371		
施設係	20-3373		
文化財課			
保存整備係	20-3367	20-3050	kyo-bunka@city.tottori.lg.jp
鳥取城整備推進係	20-3359		

分室・その他

	電 話	F A X	電子メール
国府町分室	39-0563	24-0692	kf-kyoiku@city.tottori.lg.jp
福部町分室	75-2815	75-2564	fb-kyoiku@city.tottori.lg.jp
河原町分室	0858-76-3122	0858-76-3006	kw-kyoiku@city.tottori.lg.jp
用瀬町分室	0858-87-2288	0858-87-2310	mc-kyoiku@city.tottori.lg.jp
佐治町分室	0858-88-0218	0858-88-0219	sj-kyoiku@city.tottori.lg.jp
気高町分室	82-1411	82-1942	kt-kyoiku@city.tottori.lg.jp
鹿野町分室	84-2131	84-2191	sk-kyoiku@city.tottori.lg.jp
青谷町分室	85-0014	85-1819	ao-kyoiku@city.tottori.lg.jp

【 参考文献 】

- ・防災教育参考資料「『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」 文部科学省 平成10年3月
- ・学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」 文部科学省 平成22年3月
- ・「地震による落下物やや転倒物から子どもたちを守るために
～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」 文部科学省 平成22年3月
- ・東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会
東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について緊急提言 文部科学省 平成23年7月
- ・東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識会議
中間とりまとめ 文部科学省 平成23年9月
最終報告 文部科学省 平成24年7月
- ・学校防災マニュアル（地震・津波被害）作成の手引き 文部科学省 平成24年3月
- ・学校防災マニュアル（改訂版） 兵庫県教育委員会 平成18年3月
- ・横浜市学校防災計画【平成23年7月改訂】 横浜市教育委員会 平成23年7月
- ・学校における危機管理対応について（参考指針） 鳥取県教育委員会
- ・鳥取市地域防災計画【23年度修正】
震災対策編・風水害対策編 鳥取市 平成24年3月
- ・鳥取市立小学校及び中学校職員服務規程 鳥取市教育委員会
- ・鳥取市立小学校及び中学校管理規則 鳥取市教育委員会

- ・鳥取市地域防災計画【26年度修正】 鳥取市
- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）【参考資料】 鳥取県教育委員会 平成29年3月

鳥取市学校防災計画・マニュアル（地震・津波災害）

平成25年4月策定
平成29年4月改訂

鳥取市教育委員会

鳥取市上魚町39番地
TEL 0857-20-3356
FAX 0857-29-0824
